

令和2年12月藤沢市議会定例会 諮問資料

諮問第1号

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査
請求に係る諮問について

目 次

審査請求書	1
補正書	2
弁明書	3
反論書	1 9
審理員意見書	2 7
審査請求に係る物件の提出について	3 7
審査請求に係る物件の提出要求及び質問について (事項①及び事項②)	4 1
審査請求に係る物件の提出要求及び質問について (事項③及び事項④)	5 7
審査請求に係る物件の提出要求及び質問について (事項⑤)	9 3
審査請求に係る物件の提出要求及び質問について (事項⑥及び事項⑦)	1 0 9
審査請求に係る物件の提出 (要求外) (参考)	1 2 3
審査請求に係る物件の提出について	1 3 9

注

1 ページから 3 6 ページまでは、個人情報に掲載されていることから、印刷したものを配付しています。

3 7 ページ以降は、morenote へのアップロードにより配付しています。

2020年11月20日

審理員 芳賀 敬 様

藤沢市運動施設等指定管理者
公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 石井 恒 男



審査請求に係る物件の提出について

2020年(令和2年)11月16日に收受した「審査請求に係る物件の提出要求及び質問について」の通知で掲げられている事項を示す物件を提出いたします。

- 提出物件
- ・ 事項①～事項⑦の当該物件(事項②については回答のみ)
 - ・ 参考資料(近隣プール施設状況)

以上



2020年11月16日

処分庁

藤沢市石名坂温水プール指定管理者
公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 石井恒男様

審理員 芳賀 敬



審査請求に係る物件の提出要求及び質問について

2020年（令和2年）10月2日付けで提出された審査請求人 [REDACTED] からの藤沢市長が行った石名坂温水プール利用拒否決定処分についての審査請求に関し、別紙に掲げる内容について、行政不服審査法第33条の規定により物件の提出を求め、及び同法第36条の規定により質問します。

次に掲げる事項を示す物件を提出し、当該物件が存在しない場合には当該事項を書面により回答してください。

物件又は回答は、11月24日までに提出してください。

事項	物件の例示
①指定管理に基づき行うべき業務の内容	指定管理に係る協定書（写し）
②2020年2月29日の休館前における利用拒否の状況（どのような事由、どのくらいの頻度で拒否が生じていたか。特に居住地、勤務地又は通学地を理由とした制限をしていたかどうか。）	—
③2020年6月17日の再開にあたって「藤沢市内在住・在学・在勤に限る」という制限の検討にあたって考慮した事項	協議記録等 過去の利用状況、予想された利用者数等）
④③の制限の内容について意思決定したこと（2020年9月20日までの間に変更している場合は、当該変更に係るものを含む。）	左の内容に係る内部決裁文書（写し）
⑤2020年9月20日までの間における②の制限についての周知（現地におけるもの、ホームページによるもの等）の状況	ホームページのプリントアウト（更新している場合はその履歴がわかるもの） 現地等における周知の状況がわかる文書（掲示した文書、掲示の状況を撮影した写真等）
⑥2020年6月17日の再開以降の利用人数の推移	利用人数の集計表（写し）
⑦2020年6月17日の再開以降における藤沢市内在住、在学又は在勤以外の者の利用を拒否した件数の推移	同上

以上

審査請求に係る物件の提出要求及び質問について

●事項① 指定管理に基づき行うべき業務内容

- ・指定管理に係る協定書（写し）を当該物件として提出します。

●事項② 2020年2月29日の休館前における利用拒否の状況

- ・当該事項については実績がございません。

藤沢市運動施設等管理運営に関する基本協定書

藤沢市と藤沢市運動施設等の指定管理者である公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「指定管理者」という。）は、当該施設の管理運営に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤沢市と指定管理者が相互に協力し、次条に定める施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（管理運営対象施設）

第2条 藤沢市が指定管理者に管理運営を委任する施設は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|-------------|-----|-----------------|
| (1) 名称 | 藤沢市秩父宮記念体育館 | 所在地 | 藤沢市鵠沼東8番2号 |
| (2) 名称 | 藤沢市石名坂温水プール | 所在地 | 藤沢市本藤沢一丁目10番1号 |
| (3) 名称 | 藤沢市秋葉台公園 | 所在地 | 藤沢市遠藤2000番地の1 |
| (4) 名称 | 藤沢市八部公園 | 所在地 | 藤沢市鵠沼海岸六丁目12番1号 |

（公共性と指定管理者制度の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、前条の施設（以下「対象施設」という。）の設置目的及び施設の公共性を理解し、業務を実施するものとする。

2 藤沢市及び指定管理者は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、相互理解に努めるものとする。

（信義則）

第4条 藤沢市及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（管理運営の基準）

第5条 指定管理者は、この協定及び第26条の規定により別に締結する年度協定書（以下「年度協定書」という。）、対象施設に係る条例その他の規程及び関係法令等のほか、「藤沢市運動施設等指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）並びに藤沢市運動施設等指定管理者管理運営の基準（以下「管理運営の基準」という。）、指定管理者が応募する際に藤沢市に提出した「事業計画書」（以下「事業計画書」という。）及び第35条に定める年度事業計画書（以下「年度事業計画書」という。）に従い、対象施設の管理運営に係る業務（以下「管理運営業務」という。）を実施しなければならない。

(規程間における優先性)

第6条 基本協定書, 年度協定書, 募集要項, 管理運営の基準及び事業計画書の各規程においては, 基本協定書, 年度協定書, 募集要項, 管理運営の基準, 事業計画書の順にその解釈を優先するものとする。

(指定期間)

第7条 この協定の期間は, 指定管理の期間である2017年(平成29年)4月1日から2022年(平成34年)3月31日までとする。

2 指定管理者は, 指定管理の開始日から支障なく管理運営業務が実施できるよう事前準備を行うものとする。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う管理運営業務は, 次のとおりとし, その詳細は管理運営の基準によるものとする。

- (1) 対象施設の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 対象施設の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 対象施設の施設利用料金, 藤沢市都市公園条例に規定する有料公園施設(藤沢市秋葉台公園及び藤沢市八部公園を除く)の利用料金の徴収及び減免並びに既納利用料金等の返還に関する業務
- (4) 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料及び藤沢市スポーツ広場使用料の徴収及び減免並びに既納使用料金等の返還に関する業務
- (5) 対象施設において実施する事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか, 対象施設の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(管理運営の基準の変更)

第9条 藤沢市及び指定管理者は, 前条及び管理運営の基準に規定する業務を変更する必要があるときは, 書面による通知により変更を求めることができる。

2 藤沢市又は指定管理者は, 前項の通知を受けた場合は協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は業務実施水準の変更及びそれに伴う指定管理料等の変更等については, 前項の協議において決定するものとする。

(指定管理者の責任)

第10条 指定管理者は, 地方自治法(昭和22年法律第67号), その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。

2 指定管理者は, 労働基準法(昭和22年法律第49号), 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号), 労働契約法(平成19年法律第128号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)等の労働法令を遵守するとともに, 雇用・労働条件及び人材育成など適切な配慮を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 指定管理者は、この協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第12条 指定管理者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ藤沢市の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 指定管理者は、前項ただし書きの規定により第三者に管理運営業務に係る個別業務を委託する場合、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、委託した第三者の責めに帰すべき事由は、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由にみなされるものとする。

(秘密保護の義務)

第13条 指定管理者の従業員及び管理運営業務の全部若しくは一部の業務に従事する者は、業務の実施によって知りえた秘密及び藤沢市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後においても同様とする。

(文書の管理)

第14条 指定管理者は、管理運営業務の執行上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に藤沢市の指示に従って引き渡すものとする。

2 前項の規定等を定めるにあたっては、指定管理者は、藤沢市と協議するものとする。当該規定を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、データ及び業務の履行において作成されるコンピュータプログラムを記録した媒体等の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、き損等を防止し、適正に管理しなければならない。

(情報の公開)

第15条 指定管理者は、管理文書について公開の請求があったときは、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）の定めるところに従いその事務手続を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 指定管理者は、管理運営業務の執行上作成し、又は取得した個人情報については、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の定めるところに従い、適正に取扱わなければならない。

2 指定管理者は、管理運営業務を実施するにあたって取得した個人情報を管理運営業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

- 3 指定管理者は、個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを持ち出し、又は複写若しくは複製してはならない。ただし、書面によりあらかじめ藤沢市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、藤沢市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は、是正、再調査若しくは情報提供の申し出があつたときは、藤沢市の指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- 5 指定管理者は、管理運営業務の実施上得た個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、指定期間の終了後又は指定の取消し後直ちに、藤沢市の指示に基づき適切な方法で返却又は廃棄しなければならない。
- 6 指定管理者は、個人情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生したとき、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに藤沢市に報告しなければならない。

(藤沢市行政手続条例の遵守)

第17条 指定管理者は、管理運営業務の実施に際して、藤沢市行政手続条例(平成8年藤沢市条例第15号)第2条第4号に規定される市長等として、同条例の規定を遵守しなければならない。

(藤沢市における法令の遵守に関する条例の遵守)

第18条 指定管理者の従業員及び管理運営業務に従事する者は、管理運営業務の実施に際して、藤沢市における法令の遵守に関する条例(平成24年藤沢市条例第6号)第2条第2号に規定される職員等として、同条例の規定を遵守しなければならない。

(藤沢市暴力団排除条例の遵守)

第19条 指定管理者は、藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理運営業務の再委託等の契約に関する事務の執行にあたり、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう適切な配慮をするものとする。

(藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の遵守)

第20条 指定管理者は、電子申請等により施設の使用申請等を受付け、又は使用許可等の行政処分を行う場合は、藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年藤沢市条例第5号)の規定に従い、その事務手続を行わなければならない。

(人権の尊重)

第21条 指定管理者は、管理運営業務に従事者が、藤沢市人権施策推進指針の趣旨に則り人権に対する基本的理念や施策の方向性に対する認識を持ち、利用者等の人権を尊重して業務を遂行するよう、意識啓発等必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律

第65号)の趣旨を踏まえ、その合理的配慮の提供について積極的に取り組まなければならない。

(環境への配慮)

第22条 指定管理者は、管理運営業務を実施するにあたって、藤沢市地球温暖化対策実行計画の各項目に配慮するものとする。

(会計の区分等)

第23条 指定管理者は、管理運営業務に係る会計を他の会計と区分して経理するとともに、専用口座を設けて管理しなければならない。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査の実施等)

第24条 指定管理者は、地方自治法第199条第7項に基づき監査委員が管理運営業務に係る出納その他の事務について監査する必要があると認めるときは、その実施について協力しなければならない。

(指定管理者の収入)

第25条 指定管理者の収入は、指定管理料、対象施設の利用料金、自主事業による収入及びその他の収入とする。

(指定管理料及び年度協定)

第26条 藤沢市は、管理運営業務の実施に要する費用として、毎年度の藤沢市の予算の範囲内で指定管理者に対して指定管理料を支払う。

2 藤沢市が指定管理者に対して支払う指定管理料の金額及び支払時期については、事業計画書及び年度事業計画書に基づき、各年度に藤沢市と指定管理者が協議し締結する年度協定書により定めるものとする。

3 前項に基づく各年度の協議において、選定時に指定管理者が提案した金額を下回る金額を当該年度の指定管理料とする場合は、指定管理者は、藤沢市に対し管理運営業務の内容の変更に関する協議を申し出ることができる。

4 藤沢市は、前項に定める協議の申し出があった場合は、これに応じなければならない。

(利用料金の取扱い)

第27条 藤沢市秩父宮記念体育館に係る利用料金は、藤沢市秩父宮記念体育館条例(平成8年藤沢市条例第24号)及び藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)に定める範囲内で、藤沢市石名坂温水プールに係る利用料金は、藤沢市石名坂温水プール条例(昭和61年藤沢市条例第9号)及び藤沢市石名坂温水プール条例施行規則(昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号)に定める範囲内で、藤沢市秋葉台公園及び藤沢市八部公園に係る利用料金は、藤沢市都市公園条例(昭和35年藤沢市条例第8号)及び藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9

年藤沢市規則第37号)に定める範囲内で藤沢市又は藤沢市教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額とする。

(利用料金の減免・還付)

第28条 指定管理者は、藤沢市秩父宮記念体育館条例及び藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則、藤沢市石名坂温水プール条例及び藤沢市石名坂温水プール条例施行規則、藤沢市都市公園条例及び藤沢市有料公園施設等使用規則に定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(公租公課)

第29条 管理運営業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、指定管理者の負担とする。

(消費税)

第30条 藤沢市及び指定管理者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)により変更される消費税率及び地方消費税率の取扱いについて、事業計画書で示した収支計画における積算方法と齟齬が生じたときには、書面による通知により変更を求めることができる。

2 藤沢市及び指定管理者は、前項の通知を受けた場合は協議に応じ、必要に応じて収支計画等の変更を行うものとする。

(財産の管理)

第31条 指定管理者は、管理運営業務に係る施設、設備、備品等の財産を善良な管理者の注意をもって管理し、管理運営業務に使用するものとする。

2 藤沢市又は藤沢市教育委員会と指定管理者は、それぞれが所有する管理運営業務に係る備品等について、その所有者が明確となる台帳を調製するものとする。

3 藤沢市又は藤沢市教育委員会と指定管理者は、管理運営業務に係る備品を新規に取得したときは、速やかに前項の台帳に登載するものとする。

4 指定管理者は、管理運営業務に係る財産を管理運営業務の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、書面によりあらかじめ藤沢市又は藤沢市教育委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 指定管理者は、管理運営業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、書面によりあらかじめ藤沢市又は藤沢市教育委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

6 指定管理者は、災害その他の事故により管理運営業務に係る財産を滅失し、又は損傷したときは、速やかにその状況を藤沢市又は藤沢市教育委員会に報告しなければならない。

7 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設、設備、備品等の財産を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を藤沢市又は藤沢市教育委員会に賠償しなければならない。ただし、藤沢市又は藤沢市教育委員会がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りではない。

(施設の維持補修)

第32条 管理運營業務に係る対象施設の大規模な改築及び1件100万円以上の維持補修は、原則として藤沢市と指定管理者で協議のうえ、藤沢市が行うものとする。

2 管理運營業務に係る対象施設の1件100万円未満の施設の維持補修等については、年度協定書で定める経費の範囲内において指定管理者が行うものとする。なお、これは、指定管理者が藤沢市との協議により1件100万円以上の施設の維持補修等を行うことを制限するものではない。

(財産の取得)

第33条 管理運營業務に係る大規模な備品等の財産の取得は、原則として藤沢市と指定管理者で協議の上、藤沢市が行うものとする。

2 前項の管理運營業務に係る大規模な財産とは、主に1物件20万円以上の財産を指し、指定管理者が対象施設の管理運営上必要とし、藤沢市がその必要性を認めた財産を指すものとする。なお、これは、指定管理者が藤沢市との協議により1件20万円以上の財産を取得し、対象施設に設置することを制限するものではない。

3 指定管理者が、管理運營業務に係る財産を管理運營業務の経費において取得した物品等は、指定管理者に帰属する。なお、取得した物品等を市に寄附する場合は、必要な手続きを行うものとする。

(書類の提出)

第34条 指定管理者は、管理運營業務に関して必要な諸規則、管理運営マニュアル、管理運營業務の責任者及び従事者の名簿、平常時及び非常時の体制等を整備し、管理運營業務の開始までに、書面により藤沢市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の書類について変更する必要があるときは、書面により藤沢市に提出しなければならない。

(事業計画の策定)

第35条 指定管理者は、管理運營業務を適正かつ円滑に行うよう、指定期間中の各年度の前年度3月末日までに（初年度については、本協定の締結後速やかに）、翌年度に係る事業計画（初年度については、初年度に係る事業計画）を事業計画書に基づき策定し、年度事業計画書として収支予算書と合わせて藤沢市又は藤沢市教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、最終年度にあってはこの限りではない。

2 藤沢市及び藤沢市教育委員会並びに指定管理者は、年度事業計画書を変更する必要があるときは協議を行い、双方の合意により変更することができる。

(自主事業)

第36条 指定管理者は、対象施設の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

2 指定管理者は、自主事業を実施しようとする場合は、藤沢市に届出を行い必要に応じて協議の上、事前に藤沢市の承認を得なければならない。

(目的外使用)

第37条 指定管理者は、対象施設の利用者の利便向上のため、自動販売機、公衆電話等を設置しようとする場合は、あらかじめ藤沢市又は藤沢市教育委員会の許可を得なければならない。

(利用者からの意見聴取)

第38条 指定管理者は、管理運営業務に関し、アンケート調査の実施、利用者会議の開催、意見箱の設置などにより、常時又は期間を定めて利用者から意見を聴取し対応する体制を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して期限を指定して利用者に対する意見聴取の実施を求めることができる。

3 指定管理者は、第1項及び第2項の規定により利用者から聴取した意見と、意見に対する指定管理者の考え方及び対応について、書面で藤沢市に報告するとともに、ウェブサイト及び館内掲示等により利用者に公開しなければならない。

(事業報告書等の作成及び提出)

第39条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項に基づき、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)第4条に規定する事業報告書として、各年度終了後3ヶ月以内に、次の各号に係る総括業務報告書、収支決算書及び管理運営業務を評価した自己評価書を作成し、藤沢市に提出しなければならない。

(1) 管理運営業務の実施状況及び対象施設の利用状況

(2) 利用料金等の収入実績

(3) 管理運営業務に係る経費の収支状況

(4) 前条の規定に基づき実施した利用者からの意見聴取の状況

(5) 応募時及び年度協定締結時に指定管理者が掲げた管理運営目標の達成状況に関する資料

(6) 当該年度の団体の経営状況を説明する書類(損益計算書、貸借対照表)

(7) 前各号の掲げるもののほか、対象施設の管理運営の実態を把握するために市長が必要と認める書類

2 指定管理者は、前項に規定する事業報告書の概要について、第48条に規定するウェブサイト、館内掲示等により、市民に分かりやすい形で公表するよう努めるものとする。

3 指定管理者は、収支に関する帳票その他管理運営業務の実施に関する諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、藤沢市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(月例業務報告書の提出)

第40条 指定管理者は、毎月終了後、前条に規定する事業報告書のうち(1)及び(2)についてその概要をまとめた月例業務報告書を作成し、翌月15日までに藤沢市に提出しなければならない。

(連絡調整会議の開催)

第41条 指定管理者は、月例業務報告書提出後に連絡調整会議を開催し、藤沢市に対して対象施設の管理運営状況の説明を行わなければならない。

2 藤沢市又は指定管理者は、緊急に協議する事項が生じた場合、双方が出席する臨時の連絡調整会議の開催を相手方に求めることができる。

(モニタリング等の実施)

第42条 指定管理者は、対象施設の管理運営状況を把握するため、別に定める実施要領に基づき、4半期ごとに自己評価を実施しなければならない。

2 藤沢市は、対象施設の管理運営状況を把握するため、別に定める実施要領に基づき、半期ごとに運営状況を確認するモニタリングを実施するものとする。

3 指定管理者は、指定管理期間の中間年にあたる平成31年度に藤沢市の指定する方法による第三者評価を実施又は受審するものとする。

4 藤沢市は、前項の評価を実施したときは、当該評価結果を公表するものとする。

5 第1項から第3項に規定するモニタリング及び第三者評価については、藤沢市及び指定管理者の双方でその結果を確認し、必要に応じた対応を図ることができるよう協議するものとする。

(業務実施状況の確認)

第43条 藤沢市は、指定管理者が第39条に規定する事業報告書、第40条に規定する月例業務報告書及び第41条に規定する連絡調整会議における説明及び前条に規定するモニタリング等により、管理運営業務の実施状況について確認するものとする。

2 藤沢市は、前項における確認のため、指定管理者による対象施設の管理運営状況を確認し、又はそれらの評価を行うことを目的として、随時、対象施設に立ち入り実地調査を行い、指定管理者に対して管理運営業務の実施状況、収支の状況等について説明を求めることができる。

3 指定管理者は、前項の調査等について藤沢市から求めがあった場合は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒むことができない。

(業務の改善指示)

第44条 前条に規定する業務実施状況の確認により、指定管理者による業務の実施状況が、第5条に定める管理運営の基準を満たしていないと判断できる場合、藤沢市は指

定管理者に対して業務の改善のため必要な指示をすることができる。

- 2 指定管理者は、前項に規定する改善指示を受けた場合、藤沢市に対して改善策を提示するとともに速やかに実行し、その結果を藤沢市に報告しなければならない。

(緊急時の体制)

第45条 指定管理者は、藤沢市と協議の上、事故及び暴風、豪雨、洪水、地震、津波、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然又は人為的な現象（以下「災害」という。）等の対象施設の管理運営上重大な支障を及ぼす事態の発生に備え、常時緊急対応ができる体制を整備しなければならない。

- 2 藤沢市は、休館日又は夜間等の対象施設の開所時間外に災害が発生した場合は、指定管理者の立会及び同意を得ず施設に進入し、緊急対応を行うことができるものとする。

(事故発生時の対応)

第46条 指定管理者は、管理運営業務に際し事故（第16条第6項に規定する個人情報に関する事故を含む）が発生した場合、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかにその状況を藤沢市へ報告し、迅速かつ適切な対応にあたるものとする。

(災害時の対応)

第47条 災害発生時の施設管理については、藤沢市は施設設置者として、また指定管理者は施設管理者として相互に連絡調整を行い、それぞれの責任を果たすとともに、協力して利用者及び地域住民の安全の確保及び財産の保全にあたらなければならない。

- 2 藤沢市及び指定管理者は、平常時から災害時における連絡体制を相互で確認し、災害発生時には連絡が取り合える体制を構築するよう努めなければならない。
- 3 指定管理者は、災害発生時には、施設管理者として、当該施設において、主体的に利用者の安全確保を行うとともに、施設の被害状況を把握し、速やかに藤沢市に報告を行わなければならない。
- 4 藤沢市及び指定管理者は、災害の発生が予測される場合には、連絡を取り合い、最新の予測に基づき、必要な対応について確認・協議し、相互で災害への備えを行うものとする。
- 5 災害発生時は、施設管理者である指定管理者が主体的に災害への対応にあたり、必要に応じ藤沢市に対応状況について報告を行うものとする。なお、藤沢市秩父宮記念体育館及び藤沢市秋葉台公園（秋葉台文化体育館）は、藤沢市地域防災計画に定める緊急物資輸送拠点に指定されていることから、速やかに緊急物資輸送拠点としての機能を果たせるよう、指定管理者は、施設の開錠、利用者の安全確認・安全確保、対象施設の被害状況の確認等を行った後、あらかじめ藤沢市と協議した内容に基づき緊急

物資輸送拠点の開設及び運営に必要な措置を講じなければならない。また、藤沢市秋葉台公園及び藤沢市八部公園は、藤沢市地域防災計画に定める広域避難場所に指定されていることから、速やかに広域避難場所としての機能を果たせるよう、指定管理者は、施設の開錠、利用者の安全確認・安全確保、対象施設の被害状況の確認等を行った後、あらかじめ藤沢市と協議した内容に基づき広域避難場所の開設及び運営に必要な措置を講じなければならない。

(ウェブサイトの公開)

第48条 指定管理者は、対象施設に関わる情報を広く周知することを目的とし、ウェブサイトを公開するものとする。

2 指定管理者は、ウェブサイトの公開にあたっては、藤沢市及び関係機関と十分協議し、公の施設のウェブサイトとして公開するうえでの責任を認識し、アクセシビリティ等に配慮した利用者にとって分かりやすいウェブサイトを開設し、その管理運営作業を行わなければならない。

3 指定管理者は、ウェブサイトの管理運営にあたり、可能な限り最新の情報を掲載するようにしなければならない。

4 藤沢市は、指定管理者が管理するウェブサイトのウェブページに不適切な記載が認められたときは、その箇所の修正又はウェブページの公開の中止を命じることができる。

5 指定管理者は、指定期間の終了後又は指定の取消し後、利用者への継続的なサービス提供に配慮し、そのウェブサイトの内容、画面構成及びドメイン等を次期の指定管理者若しくは藤沢市に引き継ぐものとする。ただし、次期の指定管理者若しくは藤沢市がそれを希望しない場合はこの限りではない。

6 指定管理者は、対象施設のより効果的な情報発信を行うために、藤沢市との事前協議により、ウェブサイトに加え、ソーシャル・メディアにおける専用アカウントによる情報の公開をすることができるものとし、その管理運営にあたっては、必要な規程を設けるものとする。

(藤沢市による施設利用)

第49条 指定管理者は、藤沢市が必要な業務で対象施設の利用を申し出たときは協力しなければならない。

(リスク分担)

第50条 管理運営業務に関するリスク分担については、別表のとおりとする。

2 別表に定めのない事項についてのリスク分担については、藤沢市及び指定管理者で協議のうえ決定するものとする。

(保険加入)

第51条 指定管理者は、管理運営業務を実施するにあたっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する資料の写し等を藤沢市に提出しなければならない。

(藤沢市による指定の取消し及び協定等解除権)

第52条 藤沢市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当し、管理を継続することが適当でないと認め、相当の期間を定めてその是正を催告しても、当該違反の状態が解消されないときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づきその指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が募集要項に定める欠格事項に該当することとなったとき又は欠格事項に該当していることが判明したとき。

(2) 指定管理者が提出した応募書類の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条の公共性と指定管理者制度の趣旨の尊重、第5条の管理運営の基準又は第8条の業務の範囲の各規定に違反したとき。

(4) 指定管理者が、第10条に規定する指定管理者の責任について違反をしたとき、又は管理運営業務に直接関わらない法令違反等により管理運営業務を継続して実施することが社会通念上著しく不相当と判断される時。

(5) 指定管理者が、第40条に規定する報告書の提出、地方自治法第244条の2第10項に規定する報告の要求又は調査及び第42条に規定するモニタリング等の実施及び第43条に規定する業務実施状況の確認に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

(6) 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項に規定する指示又は第44条に規定する業務の改善指示に従わないとき。

(7) 指定管理者の責に帰すべき理由により管理運営業務が行われなくなり、又は不可抗力により管理運営業務の継続が著しく困難になったと判断される時。

(8) その他、指定管理者による管理運営業務を継続することが適当でないと藤沢市が認めるとき。

2 前項における指定の取消しを行ったときは当該取消日をもって、この協定及び年度協定書を解除する。

3 藤沢市は、前項の規定による場合を除き、第7条に規定する指定期間中はこの協定及び年度協定書を解除することができない。

(指定管理者の協定等解除権)

第53条 指定管理者は、藤沢市が次の各号のいずれかに該当するときは、藤沢市に対して事前に書面により通知したうえで、この協定及び年度協定書を解除することができる。

(1) 藤沢市が正当な理由もなく、この協定又は年度協定書に定める事項を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(2) 藤沢市がこの協定、年度協定書又は関係法令等の規定に違反し、かつ、指定管理者が相当の期間を定めてその是正を催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

2 指定管理者は、前項の規定による場合を除き、第7条に規定する指定期間中はこの協定及び年度協定書を解除することができない。

(協定の解除による損害賠償)

第54条 指定管理者は、第53条第2項の規定によりこの協定及び年度協定書を解除された場合において、藤沢市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 藤沢市は、前条第1項の規定によりこの協定及び年度協定書を解除された場合において、指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復と業務の引継ぎ)

第55条 指定管理者は、指定期間の終了後又は指定の取消し後は、速やかに対象施設を原状に回復するとともに、藤沢市又は新たに対象施設の指定管理者となったものに対し、管理運営業務に関する書類のほか、必要と認められる事項についての引継ぎを行わなければならない。ただし、書面によりあらかじめ藤沢市の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 藤沢市は、指定期間の終了又は指定の取消しによるこの協定の終了及び解除に先立ち、指定管理者に対して、藤沢市又は藤沢市が指定する者による対象施設の視察を求めることができる。その場合、指定管理者は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

3 この協定の期間の終了及び解除に際し、備品の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 藤沢市の備品台帳に記載されている備品については、藤沢市又は藤沢市が指定するものに対して引継ぐものとする。

(2) 指定管理者の備品台帳に記載されている備品については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で、撤去、撤収するものとする。ただし、藤沢市と指定管理者の協議において合意した場合は、指定管理者は、藤沢市又は藤沢市が指定するものに対して引継ぐことができるものとする。

4 この協定の終了及び解除に際し、消耗品及びその他の物品類の取扱いについては、前項に準じ藤沢市と指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

5 この協定の終了及び解除に際し、指定管理者は、指定期間に受け取った利用料金のうち、期間終了日又は取消しの日以降に利用が発生する分の利用料金の総額を計算し、その金額を藤沢市が指定する日までに藤沢市又は藤沢市が指定する者に継承し、引き渡さなければならない。

(重要事項変更の届出)

第56条 指定管理者は、事務所の所在地、代表者その他の定款に記載された重要事項

について変更が生じたときは、速やかにその旨を書面により藤沢市に届け出なければならない。

(疑義等の決定)

第57条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、藤沢市及び指定管理者が誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第58条 この協定及び年度協定書から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、藤沢市の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、藤沢市及び指定管理者の両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2017年(平成29年)3月8日

藤沢市

住所 藤沢市朝日町1番地の1

氏名 藤沢市

藤沢市長 鈴木恒夫

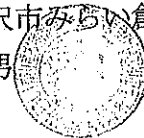


指定管理者

住所 藤沢市朝日町10番地の8

氏名 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

理事長 石井恒男



審査請求に係る物件の提出要求及び質問について

- 事項③ 2020年6月17日の再開にあたって「藤沢市内在住・在学・在勤に限る」という制限の検討にあたって考慮した事項について、下記の1～3を当該物件として提出します。

1、利用定員等を示す物件

- ・2020年6月17日から7月14日まで、1区分定員40人。
(1日3区分のため、1日で120人が最大利用人数となります。)
- ・2020年7月15日から10月20日まで、1区分定員50人
(1日3区分のため、1日で150人が最大利用人数となります。)
(9月1日以降は4区分のため、1日で200人が最大利用人数となります。)

※上記定員を記載した市との協議記録を添付

2、2019年6月から9月までの石名坂温水プール利用実績を示す物件

※上記期間の利用状況表を添付

3、藤沢市石名坂温水プール条例第1条を示す物件

※上記条例(写し)を添付

【制限の検討結果】

1の利用定員から換算される1日の最大利用人数に対し、2の前年度同時期の利用実績から推測したところ、多くの時間帯で定員超過を予測いたしました。

3の藤沢市石名坂温水プール条例第1条「この条例は、市民の健康と体位の向上に寄与するための施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする」と掲げられている施設の設置目的を鑑み、市民利用に配慮したものです。

- 事項④ ③の制限内容について意志決定したこと(2020年9月20日までの間に変更している場合は、当該変更に係るものを含む。)

- ・事項の③の1で提出した利用定員等を示す物件と同じものです。
(藤沢市との協議内容を記録したものです。)

所 属 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課 秩父宮記念体育館 担当	起案 2020・5・23	取扱上の注意
	決裁 2020・5・23	
	施行 2020・6・1	

件 名 藤沢市スポーツ施設等の使用再開について

このことについて **決** のとおり **執行** してよいでしょうか。
別 紙 **七** ます。

要旨又は起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等を休止しておりましたが、5月以降の感染状況等を鑑み、藤沢市と協議をした結果、藤沢市スポーツ施設および付帯施設の使用を、別紙の通り段階的に再開して行くものです。

あて先	発信者 理事長
公開諾否の判定	フォルダー名
① 公開 ② 部分公開 ③ 非公開	根拠
	指定管理 柳沢
	保存期間 10 年

理事長	副理事長	専務理事	常務理事	事務局長	公印使用承認印
事業部長 大塚	課長等 穴	課長補佐 柳沢	主査 柳沢	担当 柳沢	起案者 穴
合 議	秩父宮 館長 葉	主査	担当	鶴 沼 所長 鶴沼	主査
	秋葉台 所長 藤	主査	担当	石名坂 所長 石名坂	主査
		総 務	事務局長 入	課長補佐 入	主査
					担当

起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等を休止にしておりましたが、5月以降の感染状況等を鑑み、藤沢市と協議をした結果、本財団が管理運営する藤沢市スポーツ施設および付帯施設の使用を下記の通り、段階的に再開して行くものです。

使用再開日 2020年（令和2年）6月1日（月）から

- 使用再開施設
- ・秩父宮記念体育館 … 受付窓口
 - ・秋葉台公園 … 受付窓口・駐車場
 - ・八部公園 … 受付窓口・駐車場
 - ・石名坂温水プール… 受付窓口・駐車場

使用再開日 2020年（令和2年）6月15日（月）から（一部利用等に制限あり、別紙参照。）

- 使用再開施設
- ・秩父宮記念体育館 … メインアリーナ・サブアリーナ・軽体育室・弓道場・武道室・会議室
 - ・秋葉台公園 … 第1体育室・第2体育室・第3体育室・弓道場・ロビー・会議室・和室・球技場
 - ・八部公園 … テニスコート・野球場
 - ・石名坂温水プール… 会議室

使用再開日 2020年（令和2年）6月17日（水）から（利用時間等に制限あり、別紙参照。）

- 使用再開施設
- ・秋葉台公園 … 屋内プール・サウナ浴室（浴室のみ）
 - ・八部公園 … 屋内プール・サウナ浴室（浴室のみ）
 - ・石名坂温水プール… 屋内プール

使用再開日 2020年（令和2年）6月23日（火）から（利用時間等に制限あり、別紙参照。）

使用再開施設 ・秩父宮記念体育館… トレーニング室

・秋葉台公園 … トレーニングルーム

・八部公園 … トレーニングルーム

使用再開日 2020年（令和2年）7月1日（水）から
※床面修繕が発生したため修繕完了後に再開。

使用再開施設 ・八部公園 … 多目的広場

以上

【施設再開における利用制限について】

屋内スポーツ施設

2020年（令和2年）6月15日（月曜日）から再開

・秩父宮記念体育館（1階プレイルーム、4階ジョギングコースは当面の間、中止）

※更衣室のシャワーの使用を中止とし、一度の利用人数を制限する。

※事業（イベント・教室・個人開放事業等）は当面の間、中止とする。

屋内プール

2020年（令和2年）6月17日（水曜日）から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設ける。

プール利用対象者は、藤沢市内在住・在学・在勤の方に限定する。

○利用時間の制限（一区分120分・休憩時間含む）を設ける。

○区分ごとの入れ替え制。各区分開始30分前から整理券を配布し（当日のみ有効、1人1枚まで）、一度の利用者を制限する。整理券の配布場所については、窓口等で案内する。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用とする。

・石名坂温水プール

①区分 9:30～11:30 （清掃・消毒 11:30～12:30）

※9:00～整理券配布

②区分 13:00～15:00 （清掃・消毒 15:00～16:00）

※12:30～整理券配布

③区分 16:00～18:00 （終了後、清掃・消毒）

※15:30～整理券配布

・秋葉台公園プール （6月20日から石名坂温水プールと同じ3区分での利用とする。）

①区分 9:30～11:30 （清掃・消毒 11:30～12:30）

※9:00～整理券配布

・八部公園プール （6月20日から石名坂温水プールと同じ3区分での利用とする。）

①区分 9:30～11:30 （清掃・消毒 11:30～12:30）

※9:00～整理券配布

②区分 13:00～15:00 （清掃・消毒 15:00～16:00）

※12:30～整理券配布

トレーニングルーム

2020年（令和2年）6月23日（火曜日）から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設ける。

利用対象者は市内在住・在勤・在学のトレーニングルーム登録者とする。

○利用時間の制限（一区分60分）を設ける。

○区分ごとの入れ替え制。各区分開始30分前から整理券を配布し（当日のみ有効、1人1枚まで）、一度の利用者を制限する。整理券の配布場所については、窓口等で案内する。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用とする。

・秩父宮記念体育館トレーニングルーム

- ①区分9:00～10:00 （清掃・消毒10:00～10:30）
※8:30～整理券配布
- ②区分10:30～11:30 （清掃・消毒11:30～12:00）
※10:00～整理券配布
- ③区分13:00～14:00 （清掃・消毒14:00～14:30）
※12:30～整理券配布
- ④区分14:30～15:30 （清掃・消毒15:30～16:00）
※14:00～整理券配布
- ⑤区分16:00～17:00 （終了後、清掃・消毒）
※15:30～整理券配布

・秋葉台公園トレーニングルーム

- ①区分9:00～10:00 （清掃・消毒10:00～10:30）
※8:30～整理券配布
- ②区分10:30～11:30 （清掃・消毒11:30～12:00）
※10:00～整理券配布
- ③区分13:00～14:00 （清掃・消毒14:00～14:30）
※12:30～整理券配布
- ④区分14:30～15:30 （清掃・消毒15:30～16:00）
※14:00～整理券配布
- ⑤区分16:00～17:00 （終了後、清掃・消毒）
※15:30～整理券配布

・八部公園トレーニングルーム

- ①区分9:00～10:00 （清掃・消毒10:00～10:30）
※8:30～整理券配布
- ②区分10:30～11:30 （清掃・消毒11:30～12:00）
※10:00～整理券配布
- ③区分13:00～14:00 （清掃・消毒14:00～14:30）
※12:30～整理券配布
- ④区分14:30～15:30 （清掃・消毒15:30～16:00）
※14:00～整理券配布
- ⑤区分16:00～17:00 （終了後、清掃・消毒）
※15:30～整理券配布

浴室・サウナ（※浴室のみ再開）

2020年（令和2年）6月17日（水曜日）から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設ける。

サウナについては室内が狭く密集が避けられないため、引き続き休止とし、浴室利用対象者は当面の間、藤沢市内在住・在学・在勤の方に限定する。

○利用時間の制限（一区分90分）を設ける。

○区分ごとの入れ替え制。整理券を配布し（当日のみ有効、1人1枚まで）一度の利用者を制限する。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用とする。

・秋葉台公園浴室および八部公園浴室

①区分 11:00～12:30 （清掃・消毒 12:30～13:30）

②区分 13:30～15:00 （終了後、清掃・消毒）

以上

藤沢市スポーツ施設 各施設 定員一覧表

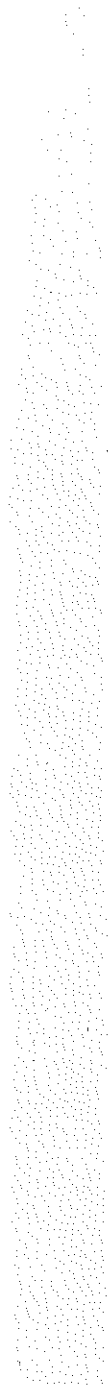
施設名	感染防止 対策運用定員	備考
メインアリーナ(全面)	100人	観覧席使用不可
メインアリーナ(1/2面)	50人	観覧席使用不可
メインアリーナ(1/4面)	25人	観覧席使用不可
ミーティングルーム	8人	
サブアリーナ	50人	
武道(多目的)室(全面)	40人	
武道(多目的)室(1/2面)	20人	
弓道場	12人	
軽体育室	15人	
軽体育室 (会議室利用)	50人	
会議室A(全面)	20人	
会議室A(1/2面)	10人	
会議室B	8人	
研修室(全面)	20人	
研修室(1/2面)	10人	
トレーニング室	12人程度	シャワー室使用不可 区分ごとの入れ替え制

秩
父
宮
記
念
体
育
館

秋葉台公園	第1体育室(全面)	100人	観覧席使用不可
	第1体育室(2/3面)	66人	観覧席使用不可
	第1体育室(1/3面)	33人	観覧席使用不可
	第2体育室	50人	
	第3体育室(全面)	40人	
	第3体育室(1/2面)	20人	
	トレーニング室	12人程度	区分ごとの入れ替え制
	弓道場	10人	
	弓道場休憩室	4人	
	ミーティングルーム	8人	
	大会議室	40人	
	小会議室	15人	
	和室	10人	
	球技場	100人	観覧席使用不可
	球技場(1/2面)	50人	観覧席使用不可
	球技場(本部室)	20人	
	屋内プール	45人程度	区分ごとの入れ替え制
	男子浴室・サウナ	12人程度	サウナ使用不可 区分ごとの入れ替え制
	女子浴室・サウナ	12人程度	サウナ使用不可 区分ごとの入れ替え制

八部公園	テニスコート(1コート)	8人	
	野球場(グラウンド内)	50人	観覧席使用不可
	野球場 審判室	4人	
	野球場 本部室	10人	
	野球場 記者室	8人	
	野球場 会議室	10人	
	屋内プール	50人程度	区分ごとの入れ替え制
	トレーニング室	12人程度	シャワー室使用不可 区分ごとの入れ替え制
	男子浴室・サウナ	12人程度	サウナ使用不可 区分ごとの入れ替え制
	女子浴室・サウナ	12人程度	サウナ使用不可 区分ごとの入れ替え制
石名坂温水プール	会議室	25人	
	屋内プール	40人程度	区分ごとの入れ替え制
天神スポーツ広場	野球場	50人	
女坂スポーツ広場	野球場	50人	
	球技場	25人	
菅原スポーツ広場	野球場	50人	

桐原公園	野球場	50人	
大庭スポーツ広 場(引地川親水 公園)	球技場	100人	
南部公園	野球場	50人	
	テニスコート(1コート)	8人	
西浜公園	テニスコート(1コート)	8人	
遠藤公園	テニスコート(1コート)	8人	
湘南台公園	テニスコート(1コート)	8人	



所 属 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課 <u>秩父宮記念体育館</u> 担当	起案 2020・7・14	取扱上の注意
	決裁 2020・7・14	
	施行 2020・7・15	

件 名 藤沢市スポーツ施設等の使用制限緩和について

このことについて **決** のとおり **執行** してよいでしょうか。
別紙 **七** ます。

要旨又は起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等の使用については制限を設け再開しておりますが、藤沢市と協議した結果、制限等を緩和しても安全が確保できると判断できたため、別紙の通り一部制限を緩和し、利用者サービスの向上に努めるものです。

あて先 発信者 理事長

公開諾否の判定	フォルダー名
① 公開 2 部分公開 3 非公開	指定管理 協定
根拠	保存期間 10 年

理事長	副理事長	専務理事	常務理事	事務局長	公印使用承認印
事業部長 大塚	課長等 内田	課長補佐 柳沢	主査 栗	担当 藤	起案者 藤
合 議 秩父宮 館長 藤	主査	担当 藤	鶴 沼 所長 藤	主査	担当
秋葉台 所長 藤	主査	担当	石名坂 所長 藤	主査	担当
	総務	事務局長 藤	課長補佐 入	主査	担当

71

起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等は使用制限を設け施設を再開しておりますが、藤沢市と協議をした結果、安全が確保できると判断できたため、段階的に制限を緩和していくものです。

制限緩和日 2020年(令和2年)7月15日(水)から

- 制限緩和施設
- ・秋葉台公園 … プール(45人定員から、60人定員に変更)
体育館・球技場用のシャワー使用を再開。
 - ・八部公園 … プール(50人定員から、60人定員に変更)
野球場・テニスコート用のシャワー使用を再開。
 - ・石名坂温水プール … プール(40人定員から、50人定員に変更)
 - ・秩父宮記念体育館 … 体育館用(3階更衣室)のシャワー使用を再開。

制限緩和日 2020年(令和2年)7月21日(火)から

- 制限緩和施設
- ・秋葉台公園 … トレーニングルーム(15人定員から、19人定員に変更)
※エアロバイク4台開放。
 - ・八部公園 … トレーニングルーム(13人定員から、16人定員に変更)
※エアロバイク4台開放。
 - ・秩父宮記念体育館 … トレーニング室(16人定員から、20人定員に変更)
※エアロバイク4台開放。

裏面あり

所 属 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課 <u>秩父宮記念体育館</u> 担当	起案 2020・8・20	取扱上の注意
	決裁 2020・8・25	
	施行 2020・9・1	

件 名 藤沢市スポーツ施設等の使用制限緩和について

このことについて **決** のとおり **執行** してよいでしょうか。
別 紙 ~~七~~ます。

要旨又は起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等の使用については制限を設け再開しておりますが、藤沢市と協議した結果、制限等を緩和しても安全が確保できると判断できたため、別紙の通り一部制限を緩和し、利用者サービスの向上に努めるものです。

あて先 発信者 理事長

公開諾否の判定

① 公 開
2 部分公開
3 非 公 開

根 拠

フォルダー名 指定管理協定書

保存期間 10 年

理事長	副理事長	専務理事	常務理事	事務局長	公印使用承認印
事業部長	課長等	課長補佐	主査	担当	起案者
秩父宮 館長	主査	担当	鶴沼 所長	主査	担当
秋葉台 所長	主査	担当	石名坂 所長	主査	担当
	総務	事務局長	課長補佐	主査	担当

起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等は使用制限を設け施設を再開しておりますが、藤沢市と協議をした結果、安全が確保できると判断できたため、段階的に制限を緩和していくものです。

制限緩和日 2020年(令和2年)9月1日(火)から

制限緩和施設 ・秋葉台公園 … 屋内プール1区分(④区分)増やします。

・八部公園 … 屋内プール1区分(④区分)増やします。

・石名坂温水プール … 屋内プール1区分(④区分)増やします。

※使用時間 (下記参照)

①区分 9:30～11:30 (清掃・消毒 11:30～12:30) ※継続
※9:00～整理券配布

②区分 13:00～15:00 (清掃・消毒 15:00～16:00) ※継続
※12:30～整理券配布

③区分 16:00～18:00 (清掃・消毒 18:00～18:30) ※継続
※15:30～整理券配布

④区分 18:30～20:00 (終了後、清掃・消毒) ※9/1～新規
※18:15～整理券配布

注) ①～③区分は120分間ですが、④区分は90分間です。

以上

所 属 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課 <u>秩父宮記念体育館</u> 担当	起案 2020・10・16	取扱上の注意
	決裁 2020・10・20	
	施行 2020・10・21	

件 名 藤沢市スポーツ施設等の使用制限緩和について

このことについて **決** のとおり **執行** してよいでしょうか。
別紙 **執** 行 **執** 行 **執** 行 します。

要旨又は起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等の使用については制限を設け再開しておりますが、藤沢市と協議した結果、制限等を緩和しても安全が確保できると判断できたため、別紙の通り一部制限を緩和し、利用者サービスの向上に努めるものです。





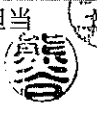








あて先 発信者 理事長

公開諾否の判定

① 公開
2 部分公開
3 非公開

根 拠

フォルダ一名
指定管理協定書
保存期間 10 年

理事長	副理事長	専務理事	常務理事	事務局長	公印使用承認印	
事業部長 	課長等 	課長補佐 	主査 	担当 	起案者 	
合 議	秩父宮 館長 	主査	担当	鶴沼 所長 	主査	担当
	秋葉台 所長 	主査	担当	石名坂 所長 	主査	担当
		総務	事務局長 	課長補佐 	主査	担当 

起案説明

このことについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、藤沢市スポーツ施設および付帯施設等は使用制限を設け施設を再開しておりますが、藤沢市と協議をした結果、安全が確保できると判断できたため、段階的に制限を緩和していくものです。

制限緩和日 2020年（令和2年）10月21日（水）から

- 制限緩和施設
- ・秩父宮記念体育館 … トレーニング室の利用対象者の制限を解除。
※トレーニング室は、相互利用できる茅ヶ崎市在住・寒川町在住の登録者も利用できるもの。
 - ・秋葉台公園 … トレーニングルーム、プール、サウナ浴室の利用対象者の制限を解除。
※トレーニングルームは、相互利用できる茅ヶ崎市在住・寒川町在住の登録者も利用できるもの。プール・サウナ浴室は、藤沢市在住・在勤・在学以外の方も利用できるもの。
 - ・八部公園 … トレーニングルーム、プール、サウナ浴室の利用対象者の制限を解除。
※トレーニングルームは、相互利用できる茅ヶ崎市在住・寒川町在住の登録者も利用できるもの。プール・サウナ浴室は、藤沢市在住・在勤・在学以外の方も利用できるもの。
 - ・石名坂温水プール … プールの利用対象者の制限を解除。
※藤沢市在住・在勤・在学以外の方も利用できるもの。

制限緩和日 2020年（令和2年）10月21日（水）から

- 制限緩和施設
- ・秋葉台公園 … プールの定員を60人から70人へと変更。（10人増）
 - ・八部公園 … プールの定員を60人から70人へと変更。（10人増）
 - ・石名坂温水プール … プールの定員を50人から60人へと変更。
（10人増）

裏面あり

制限緩和日 2020年(令和2年)11月1日(日)から

- 制限緩和施設
- ・秋葉台公園 … サウナ浴室：サウナ室の再開。利用時間は下記のとおり変更なし。定員を12人程度から15人程度に変更する。(3人増)
※10/31(土)までは、浴室のみの利用。
 - ・八部公園 … サウナ浴室：サウナ室の再開。利用時間は下記のとおり変更なし。定員を12人程度から15人程度に変更する。(3人増)
※10/31(土)までは、浴室のみの利用。
 - ・秩父宮記念体育館 … プレイルームおよびジョギングコースの再開。
※利用時間等の利用制限あり。(別紙参照)
 - ・石名坂温水プール … 多目的ホール開放。(無料卓球台貸し出しのみ)
※土日曜日・祝日・月曜日のみ開放。

※サウナ浴室：使用時間 (下記参照)

- ①区分 11:00～14:00 (清掃・消毒 14:00～15:00) ※継続
- ②区分 15:00～18:00 (終了後、清掃・消毒) ※継続

以上

2019年6月～9月の月別利用状況

◎プール利用状況 (2019年6月)

施設名	開館 日数	有料					無料							回数券				人数計	金額計	助成券				藤沢市事業施設利用		人数 総合計	金額 総合計
		大人	子ども	高齢者	計	金額	未就学	障本人	障付添	チケット	ポイント	その他	計	3,600	2,700	900	金額			大人	子ども	計	金額	利用者数	金額		
八部公園プール	26	4,804	2,621	901	8,326	1,948,920	1,137	574	206	49	413	1,734	4,113	40	320	432,000	12,439	2,380,920	393	181	574	175,300	1,204	361,200	14,217	2,917,420	
秋葉台公園プール	26	2,508	1,462	502	4,472	946,640	297	229	103	16	235	618	1,498	86	91	391,500	5,970	1,338,140	206	95	301	91,900	643	192,900	6,914	1,622,940	
石名坂温水プール	26	2,998	1,540	666	5,204	823,740	464	344	135	44	243	1,337	2,567	69	137	309,600	7,771	1,133,340	207	127	334	74,800	1,220	244,000	9,325	1,452,140	
3プール合計		10,310	5,623	2,069	18,002	3,719,300	1,898	1,147	444	109	891	3,689	8,178	126	69	548	1,133,100	26,180	4,852,400	806	403	1,209	342,000	3,067	798,100	30,456	5,992,500

※石名坂温水プール 2019年6月 1日平均 約358人 (2020年は120人が1日最大利用人数)
 参考 八部:1日平均 約546人 / 秋葉台:1日平均 約265人

◎プール利用状況 (2019年7月)

施設名	開館 日数	有料					無料							回数券				人数計	金額計	助成券				藤沢市事業施設利用		人数 総合計	金額 総合計
		大人	子ども	高齢者	計	金額	未就学	障本人	障付添	チケット	ポイント	その他	計	3,600	2,700	900	金額			大人	子ども	計	金額	利用者数	金額		
八部公園プール	29	5,361	4,491	1,223	11,075	2,482,760	1,367	647	265	116	256	91	2,742	36	323	420,300	13,817	2,903,060	422	338	760	202,600	1,285	385,500	15,862	3,491,160	
秋葉台公園プール	29	6,703	7,674	707	15,084	3,054,690	1,761	366	182	59	140	426	2,934	112	196	579,600	18,018	3,634,290	548	532	1,080	272,400	882	264,600	19,980	4,171,290	
石名坂温水プール	26	2,964	2,125	750	5,839	898,900	531	398	143	51	125	711	1,959	82	143	350,100	7,798	1,249,000	212	123	335	75,900	1,394	278,800	9,527	1,603,700	
3プール合計		15,028	14,290	2,680	31,998	6,436,350	3,659	1,411	590	226	521	1,228	7,635	148	82	662	1,350,000	39,633	7,786,350	1,182	993	2,175	550,900	3,561	928,900	45,369	9,266,150

※石名坂温水プール 2019年7月 1日平均 約366人 (2020年は120人～150人が1日最大利用人数)
 参考 八部:1日平均 約546人 / 秋葉台:1日平均 約768人

◎プール利用状況 (2019年8月)

施設名	開館 日数	有料					無料							回数券				人数計	金額計	助成券				藤沢市事業施設利用		人数 総合計	金額 総合計
		大人	子ども	高齢者	計	金額	未就学	障本人	障付添	チケット	ポイント	その他	計	3,600	2,700	900	金額			大人	子ども	計	金額	利用者数	金額		
八部公園プール	29	8,451	5,800	1,537	15,788	3,792,340	2,905	815	341	142	77	1,520	5,800	20	371	405,900	21,588	4,198,240	734	396	1,130	333,200	1,298	389,400	24,016	4,920,840	
秋葉台公園プール	29	18,023	13,856	1,034	32,913	7,995,680	6,001	826	540	142	61	881	8,451	131	330	768,600	41,364	8,764,280	1,565	1,103	2,668	736,300	1,101	330,300	45,133	9,830,880	
石名坂温水プール	27	3,530	2,211	791	6,532	1,053,840	813	397	140	66	32	1,058	2,506	85	149	363,600	9,038	1,417,440	331	178	509	117,100	1,265	253,000	10,812	1,787,540	
3プール合計		30,004	21,867	3,362	55,233	12,841,860	9,719	2,038	1,021	350	170	3,459	16,757	151	85	850	1,538,100	71,990	14,379,960	2,630	1,677	4,307	1,186,600	3,664	972,700	79,961	16,539,260

※石名坂温水プール 2019年8月 1日平均 約400人 (2020年は150人が1日最大利用人数)
 参考 八部:1日平均 約828人 / 秋葉台:1日平均 1,556人

◎プール利用状況 (2019年9月)

施設名	開館 日数	有料					無料							回数券				人数計	金額計	助成券				藤沢市事業施設利用		人数 総合計	金額 総合計
		大人	子ども	高齢者	計	金額	未就学	障本人	障付添	チケット	ポイント	その他	計	3,600	2,700	900	金額			大人	子ども	計	金額	利用者数	金額		
八部公園プール	25	4,811	1,956	1,212	7,979	1,989,340	1,117	647	254	74	255	335	2,682	7	304	298,800	10,661	2,288,140	373	155	528	164,700	960	288,000	12,149	2,740,840	
秋葉台公園プール	24	4,095	1,679	509	6,283	1,572,680	1,072	261	126	27	118	791	2,395	58	119	315,900	8,678	1,888,580	353	158	511	157,000	556	166,800	9,745	2,212,380	
石名坂温水プール	24	2,787	1,063	767	4,617	749,880	596	311	120	82	151	436	1,696	96	124	370,800	6,313	1,120,680	234	86	320	78,800	894	178,800	7,527	1,378,280	
3プール合計		11,693	4,698	2,488	18,879	4,311,900	2,785	1,219	500	183	524	1,562	6,773	65	96	547	985,500	25,652	5,297,400	960	399	1,359	400,500	2,410	633,600	29,421	6,331,500

※石名坂温水プール 2019年9月 1日平均 313人 (2020年は200人が1日最大利用人数)
 参考 八部:1日平均 約485人 / 秋葉台:1日平均 約406人

○藤沢市石名坂温水プール条例

昭和61年6月25日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の健康と体位の向上に寄与するための施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤沢市石名坂温水プール
位置 藤沢市本藤沢一丁目10番1号
(昭和62条例8・一部改正)

(利用設備)

第3条 利用に供する藤沢市石名坂温水プール(以下「施設」という。)の設備は、次のとおりとする。

- (1) プール
- (2) 多目的ホール、和室、会議室
- (3) 浴室
- (4) 自動車駐車場
(平成19条例34・一部改正)

(休館日等)

第4条 施設の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

(平成17条例17・追加)

(利用料金)

第5条 プールを利用しようとする者は、指定管理者(第9条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条、第6条及び第7条において同じ。)に利用料金を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の者の利用については、この限りでない。

- 2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 第1項の利用料金は、規則で定める回数券の購入をもつて支払うことができる。この場合における利用料金は、前項に定める利用料金の額の10パーセントを下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く。
- 4 自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を2時間を超えて使用した者は、駐車場から出場する際に、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 5 前項の利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(平成2条例33・平成11条例28・一部改正、平成17条例17・旧第4条繰下・一部改正、平成19条例34・一部改正)

(既払いの利用料金の不返還)

第6条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、前条第3項の規定により回数券を購入した場合を除き、指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成2条例33・一部改正、平成17条例17・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成17条例17・追加)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用をさせない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 建物又は設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。
(平成9条例36・一部改正, 平成17条例17・旧第7条繰下)

(指定管理者による管理)

第9条 施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成17条例17・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち教育委員会のみの特権に属する事務以外の事務に関する業務
(平成17条例17・追加)

(指定管理者の指定等)

第11条 指定管理者の指定の手続等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成17条例17・追加)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平成17条例17・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、昭和61年10月30日から施行する。

附 則(昭和62年条例第8号)

この条例は、昭和62年11月8日から施行する。

附 則(平成2年条例第33号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第37号)

この条例は、財団法人藤沢市まちづくり協会の事務所の移転に係る当該財団法人の寄附行為の変更に係る神奈川県知事の認可があつた日から施行する。

附 則(平成9年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第28号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第39号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第12条とし、第8条の次に3条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第34号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(平成11条例28・追加, 平成17条例17・一部改正, 平成19条例34・旧別表・一部改正)

区分	単位	金額
一般	1回	300円

小学生又は中学生	1回	100円
----------	----	------

備考

- 1 この表において「小学生」とは、小学校に就学している者をいう。
- 2 この表において「中学生」とは、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学している者をいう。
- 3 単位の1回は、教育委員会が指定する利用時間とする。

別表第2(第5条関係)

(平成19条例34・追加)

種別	区分		金額
普通自動車	駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間(以下「入出場時間」という。)に駐車する場合	駐車場に入場した時から2時間を超え3時間までの使用	300円
		駐車場に入場した時から3時間を超え6時間までの使用	300円に3時間を超えた時間30分までごとに100円を加算した金額
		駐車場に入場した時から6時間を超える使用	1,000円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,000円
バス	入出場時間において駐車場に入場した時から2時間を超えて駐車する場合		1,500円
	入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合		1,500円

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、バス及び二輪自動車以外のものをいう。
- 2 この表において「バス」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が11人以上のものをいう。

審査請求に係る物件の提出要求及び質問について

- 事項⑤ 2020年9月20日までの間における②の制限についての周知（現地におけるもの、ホームページによるもの等）の状況

・財団ホームページをプリントアウトしたもの、及び、施設掲示の現場写真等を当該物件として提出します。

（ホームページの内容については、同じものを藤沢市ホームページにも同時に掲載しており、同時期に更新しております。）

スポーツ事業

🏠 HOME / スポーツ事業 / 【8月21日更新】スポーツ施設の利用再開及び事業中止のお知らせ(スポーツ事業課)

📅 2020年8月24日

スポーツ事業

【8月21日更新】スポーツ施設の利用再開及び事業中止のお知らせ(スポーツ事業課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スポーツ施設の利用を休止しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、次のとおり利用を再開いたします。利用中止期間中は、ご理解ご協力いただきありがとうございました。

利用再開にあたっては、感染拡大防止のため、施設を一部制限しながらの利用になることや、利用者の方が安全・安心にスポーツ活動ができるようにお守りいただく事項がございます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、市・指定管理者が主催する事業(イベント・教室・個人開放事業等)は再開の目途が立ち次第、順次お知らせします。【事業に関する詳細はこちら】

更新情報

- ・【ビーチレクリエーションゾーン】利用中止：9月30日まで(8/21更新)
- ・【屋内プール】④区分の整理券配布時間を追加(8/21更新)
- ・【屋内プール】9月1日(火)から18:30~20:00の利用区分(④区分)を追加(8/19更新)

お客様へのお願い

藤沢市ではスポーツ施設を利用するにあたって、「藤沢市新型コロナウイルス感染症対策スポーツ施設の利用ガイドライン」を作成しております。

利用の際はガイドラインの注意点をお守りいただくようお願いいたします。お守りいただけない場合は利用を中止とさせていただく場合があります。

- ・ 藤沢市新型コロナウイルス感染症対策スポーツ施設の利用ガイドライン
- ・ 感染防止策チェックリスト(プール利用者用)
- ・ 感染防止策チェックリスト(団体・テニス用)
- ・ 感染防止策チェックリスト (トレーニングルーム)
- ・ 感染防止策チェックリスト (浴室用)
- ・ 藤沢市スポーツ施設定員一覧表
- ・ 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (スポーツ庁)
- ・ 学校体育施設利用における感染症予防のセルフチェックリスト

施設の再開状況について

- ・ 屋外スポーツ施設 (一部利用制限あり) [詳細はこちら](#)
- ・ 屋内スポーツ施設 (一部利用制限あり) [詳細はこちら](#)
- ・ 屋内プール (一部利用制限あり) [詳細はこちら](#)

- ・屋外プール 中止 詳細はこちら
- ・トレーニングルーム（一部利用制限あり）詳細はこちら
- ・浴室・サウナ（※浴室のみ再開） 詳細はこちら
- ・学校体育施設（一部利用制限あり） 詳細はこちら
- ・ビーチレクリエーションゾーン 2020年（令和2年）9月30日(水)まで中止 詳細はこちら

施設使用料の還付について

すでに使用料の支払いを済ませた方で、キャンセルされる場合は還付の対応をさせていただきます。

詳細については、窓口(秩父宮記念体育館、秋葉台公園、八部公園、石名坂温水プール)にお問い合わせください。

屋外スポーツ施設

2020年（令和2年）6月15日（月曜日）から再開

再開にあたっては感染防止対策を講じる必要があるため、利用の制限等がございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

※更衣室等の一度の利用人数を制限させていただきます。

- ・八部公園野球場
- ・桐原公園野球場

- ・辻堂南部公園野球場
- ・葛原スポーツ広場野球場
- ・女坂スポーツ広場野球場
- ・天神スポーツ広場野球場
- ・秋葉台公園球技場
- ・引地川親水公園球技場
- ・女坂スポーツ広場球技場
- ・八部公園テニスコート
- ・西浜公園テニスコート
- ・湘南台公園テニスコート
- ・辻堂南部公園テニスコート
- ・遠藤公園テニスコート

屋内スポーツ施設

2020年(令和2年)6月15日(月曜日)から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用の制限等がございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

- ・秩父宮記念体育館(1階プレイルーム、4階ジョギングコースは利用できません)
- ・秋葉台文化体育館

※更衣室等の一度の利用人数を制限させていただきます。

※事業(イベント・教室・個人開放事業等)は再開の目途が立ち次第、順次お知らせします。

屋内プール

2020年(令和2年)6月17日(水曜日)から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設けさせていただきます。プール利用対象者は、藤沢市内在住・在学・在勤の方に限らせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

※9月1日(火)から18:30~20:00の利用区分(④区分)を追加いたします。
(8/19更新)

(石名坂温水プールについては9月2日(水)から)

※④区分の整理券配布時間(18:15~)を追加(8/21更新)

○利用時間の制限(一区分120分・休憩時間含む)をさせていただきます。※④区分のみ利用時間が90分

○区分ごとの入れ替え制です。各区分開始30分前(④区分のみ15分前)から整理券を配布し(当日のみ有効、1人1枚まで)、一度の利用者を制限させていただきます。整理券の配布場所については、窓口等でご案内します。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用となります。

・石名坂温水プール(各区分定員50人)

①区分 9:30~11:30 (清掃・消毒 11:30~12:30)

※9:00~整理券配布

②区分 13:00~15:00 (清掃・消毒 15:00~16:00)

※12:30~整理券配布

③区分 16:00~18:00 (清掃・消毒 18:00~18:30)

※15:30~整理券配布

④区分18:30~20:00【9月2日(水)から追加】(終了後、清掃・消毒)

※18:15~整理券配布

・秋葉台公園プール(各区分定員60人)

①区分9:30~11:30(清掃・消毒11:30~12:30)

※9:00~整理券配布

②区分13:00~15:00(清掃・消毒15:00~16:00)

※12:30~整理券配布

③区分16:00~18:00(清掃・消毒18:00~18:30)

※15:30~整理券配布

④区分18:30~20:00【9月1日(火)から追加】(終了後、清掃・消毒)

※18:15~整理券配布

・八部公園プール(各区分定員60人)

①区分9:30~11:30(清掃・消毒11:30~12:30)

※9:00~整理券配布

②区分13:00~15:00(清掃・消毒15:00~16:00)

※12:30~整理券配布

③区分16:00~18:00(清掃・消毒18:00~18:30)

※15:30~整理券配布

④区分18:30~20:00【9月1日(火)から追加】(終了後、清掃・消毒)

※18:15～整理券配布

※くつを入れる袋は各自で必ずご持参ください。

※マスクをご持参ください。

※更衣室の混雑緩和のため、ご自宅等で更衣を済ませてからのご来館にご協力ください。

※ビート板やプルブイなど、すべての水泳用品のレンタルを中止します。

※ドライヤーや体重計、血圧計、幼児プールのおもちゃ、滑り台など共有備品の使用は中止させていただきます。

※採暖室は室内の密集、密閉を避けられないため利用を中止します。

※ビーチボールや大型のフロート類は使用をご遠慮いただきます。

・浮輪など個人で使用するものはご利用いただけます。

※感染防止のため入場の際に、利用ガイドラインに則した項目を確認させていただき、入場をお断りする場合があります。

屋外プール

今年度については、感染拡大防止や熱中症のための対策を講じても、密集、密接をさけた安全な環境を確保することが困難であると判断したため、以下の屋外プールを中止とさせていただきます。

楽しみにされていた多くの市民の皆さまには不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

・中止となる市営2施設の屋外プール

秋葉台公園 屋外プール

八部公園 屋外プール

トレーニングルーム

2020年(令和2年)6月23日(火曜日)から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設けさせていただき、利用の制限等がございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。(利用対象者は市内在住・在勤・在学のトレーニングルーム登録者)

○利用時間の制限(一区分60分)をさせていただきます。

○区分ごとの入れ替え制です。各区分開始30分前から整理券を配布し(当日のみ有効、1人1枚まで)、一度の利用者を制限させていただきます。整理券の配布場所については、窓口等でご案内します。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用となります。

※各トレーニングルーム区分人数を増加(7/20更新)

・秩父宮記念体育館トレーニングルーム(各区分20人)

①区分9:00～10:00 (清掃・消毒10:00～10:30)

※8:30～整理券配布

②区分10:30～11:30 (清掃・消毒11:30～12:00)

※10:00～整理券配布

③区分13:00～14:00 (清掃・消毒14:00～14:30)

※12:30～整理券配布

④区分14:30～15:30 (清掃・消毒15:30～16:00)

※14:00～整理券配布

⑤区分16:00～17:00 (終了後、清掃・消毒)

※15:30～整理券配布

・秋葉台公園トレーニングルーム(各区分19人)

①区分9:00～10:00 (清掃・消毒10:00～10:30)

※8:30～整理券配布

②区分10:30～11:30 (清掃・消毒11:30～12:00)

※10:00～整理券配布

③区分13:00～14:00 (清掃・消毒14:00～14:30)

※12:30～整理券配布

④区分14:30～15:30 (清掃・消毒15:30～16:00)

※14:00～整理券配布

⑤区分16:00～17:00 (終了後、清掃・消毒)

※15:30～整理券配布

・八部公園トレーニングルーム(各区分16人)

①区分9:00～10:00 (清掃・消毒10:00～10:30)

※8:30～整理券配布

②区分10:30～11:30 (清掃・消毒11:30～12:00)

※10:00～整理券配布

③区分13:00～14:00 (清掃・消毒14:00～14:30)

※12:30～整理券配布

④区分14:30～15:30 (清掃・消毒15:30～16:00)

※14:00～整理券配布

⑤区分16:00～17:00 (終了後、清掃・消毒)

※15:30～整理券配布

※一部有酸素運動機器(エアロバイクのみ)の使用を再開します。その他、ランニングマシン等の使用は当面、中止させていただきます。(7/20更新)

※体成分分析器や身長体重計、血圧計、ドライヤー、フォームローラー、セラバンド、リラクゼーションマシン、冷水器などの共有備品の使用は中止させていただきます。

※更衣室等の一度の利用人数を制限させていただきます。また、シャワーについては当面の間利用できません。

※原則マスクをご着用ください。

※更衣室の混雑緩和のため、ご自宅等で更衣を済ませてからのご来館にご協力ください。

※当面の間、新規登録者の受付および登録講座の開催はございません。

※感染防止のため入場の際に、利用ガイドラインに則した項目を確認させていただき、入場をお断りする場合があります。

浴室・サウナ (※浴室のみ再開)

2020年(令和2年)6月17日(水曜日)から再開

再開にあたっては、感染防止対策を講じる必要があるため、利用時間に区分を設けさせていただき、利用の制限等がございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

※8月1日(土)から16:00~17:30の利用区分を追加いたします。(7/28更新)

なお、サウナについては室内が狭く密集が避けられないため、引き続き休止とし、浴室利用対象者は当面の間、藤沢市内在住・在学・在勤の方に限らせていただきます。

○利用時間の制限(一区分90分)をさせていただきます。

○区分ごとの入れ替え制です。整理券を配布し(当日のみ有効、1人1枚まで)一度の利用者を制限させていただきます。整理券の配布方法については、利用施設へお問い合わせください。一人でも多くの方に利用していただくために当面の間は一人一区分のみの利用となります。

・秋葉台公園浴室および八部公園浴室

①区分 11:00~12:30 (清掃・消毒 12:30~13:30)

②区分 13:30~15:00 (清掃・消毒 15:00~16:00)

※以下の③区分は8月1日(土)から追加いたします。(7/28更新)

③区分 16:00~17:30 (終了後、清掃・消毒)

※マスクをご持参ください。

※感染防止のため入場の際に、利用ガイドラインに則した項目を確認させていただき、入場をお断りする場合があります。

※石名坂温水プール浴室については、8月1日からの再開に向けて調整してまいりましたが、浴槽及び配管に不備が発生したため、当面の間、再開を見合わせることになりました。再開の目途に関しては、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。皆様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

学校体育施設

2020年(令和2年)7月1日(水曜日)から再開

学校体育施設については、「学校教育に支障のない範囲」での開放となっているため、市営スポーツ施設とは異なり、利用の制限等がございますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

※球技を行う際は、個人・団体練習にとどめ、対外試合は控えてください。

※活動の範囲を少人数にとどめ、パスやシュート等の練習の工夫をしてください。

※学校にある備品は原則利用できませんので用具は団体で用意してください。やむを得ず使用する場合は使用後に団体で消毒を必ず行ってください。また、トイレ・ドアノブ・スイッチ等の共有するものについても同様に消毒を行ってください。

感染拡大防止のため、利用の際は「学校体育施設利用における感染症予防のセルフチェックリスト」を毎回確認し、利用していただきますようお願いいたします。

ビーチレクリエーションゾーン

【ビーチレクリエーションゾーン利用休止のお知らせ】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

2020年(令和2年)9月30日まで

常設ビーチバレーコートの利用を休止します

皆様のご理解ご協力をお願いします

**藤沢市スポーツ推進課
(公財)藤沢市みらい創造財団**

2020年(令和2年)8月21日

※再開は10月1日を予定していますが、感染状況や社会状況等により再開日時が変更

藤沢市石名坂温水プール 施設での掲示



石名坂温水プール・秋葉台公園プール・八部公園プールは、当面の間、利用者制限を設けております。
※ 藤沢市内在住・在学・在勤の方のみ

この内容を上記写真のとおり、施設玄関前および入口（風除室内）に掲示しておりました。



審査請求に係る物件の提出要求及び質問について

- 事項⑥ 2020年6月17日の再開以降の利用人数の推移
 - ・藤沢市石名坂温水プールの利用人数集計表を当該物件として提出します。
※当該施設で作成しているものを添付します。

- 事項⑦ 2020年6月17日の再開以降における藤沢市在住、在学又は在勤以外の者の利用を拒否した件数の推移
(事項⑥の提出物件に記載。)

	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	合計
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
①9:30~11:30	1~40までの 整理券配布枚数	36人	18人	28人	40人	40人	40人	40人	31人	40人	40人	40人	40人	
	41以降の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	6人	18人	2人	5人	0人	1人	11人	13人	16人	
	整理券41以降の 実入場者数	0人	0人	0人	3人	10人	2人	5人	0人	1人	11人	8人	16人	
	最終入場者数	36人	18人	28人	43人	50人	42人	0人	45人	31人	41人	51人	48人	56人
②13:00~15:00	1~40までの 整理券配布枚数	34人	20人	21人	40人	40人	40人	38人	29人	36人	40人	40人	34人	
	41以降の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	5人	15人	1人	0人	0人	0人	6人	13人	0人	
	整理券41以降の 実入場者数	0人	0人	0人	3人	13人	1人	0人	0人	0人	5人	7人	0人	
	最終入場者数	34人	20人	21人	43人	53人	41人	0人	38人	29人	36人	45人	47人	34人
③16:00~18:00	1~40までの 整理券配布枚数	40人	34人	34人	35人	40人	29人	40人	32人	40人	40人	40人	40人	
	41以降の 整理券配布枚数	7人	0人	0人	0人	2人	0人	6人	0人	0人	8人	3人	6人	
	整理券41以降の 実入場者数	3人	0人	0人	0人	0人	0人	6人	0人	0人	8人	3人	6人	
	最終入場者数	43人	34人	34人	35人	40人	29人	0人	46人	32人	40人	48人	43人	46人

計算方法は1~40までの整理券配布枚数+整理券41以降の実入場者数

定員を超えていて、新たにお客様が来場された場合は、退出者が出るまでお待ちいただくことを了承してもらい整理券41以降を配布する

・・・黄色塗りの場合は定員を超えたものです。

合計	113人	72人	83人	121人	143人	112人	0人	129人	92人	117人	144人	138人	136人	1400人
市外でお断りした人数	1人	0人	0人	2人	3人	0人	0人	1人	0人	1人	5人	0人	0人	13人

	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	計
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
①9:30~11:30	29人 1~40までの 整理券配布枚数 41以降の 整理券配布枚数 整理券41以降の 実入場者数	37人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	34人 整理券配布枚数	38人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	40人 整理券配布枚数	38人 整理券配布枚数	576人
②13:00~15:00	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	11人 整理券41以降の 実入場者数	5人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	9人 整理券41以降の 実入場者数	9人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	449人
③16:00~18:00	32人 整理券41以降の 実入場者数	31人 整理券41以降の 実入場者数	15人 整理券41以降の 実入場者数	40人 整理券41以降の 実入場者数	40人 整理券41以降の 実入場者数	35人 整理券41以降の 実入場者数	35人 整理券41以降の 実入場者数	40人 整理券41以降の 実入場者数	23人 整理券41以降の 実入場者数	22人 整理券41以降の 実入場者数	40人 整理券41以降の 実入場者数	40人 整理券41以降の 実入場者数	30人 整理券41以降の 実入場者数	0人 整理券41以降の 実入場者数	38人 整理券41以降の 実入場者数	478人

	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	計
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
①9:30~11:30	31人 1~50までの 整理券配布枚数 51以降の 整理券配布枚数 整理券51以降の 実入場者数	33人 整理券配布枚数	50人 整理券配布枚数	50人 整理券配布枚数	50人 整理券配布枚数	2人 整理券配布枚数	0人 整理券配布枚数	11人 整理券配布枚数	15人 整理券配布枚数	9人 整理券配布枚数	3人 整理券配布枚数	23人 整理券配布枚数	23人 整理券配布枚数	0人 整理券配布枚数	0人 整理券配布枚数	1人 整理券配布枚数	708人
②13:00~15:00	17人 整理券51以降の 実入場者数	23人 整理券51以降の 実入場者数	43人 整理券51以降の 実入場者数	7人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	6人 整理券51以降の 実入場者数	5人 整理券51以降の 実入場者数	5人 整理券51以降の 実入場者数	3人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	583人
③16:00~18:00	15人 整理券51以降の 実入場者数	24人 整理券51以降の 実入場者数	35人 整理券51以降の 実入場者数	55人 整理券51以降の 実入場者数	31人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	34人 整理券51以降の 実入場者数	50人 整理券51以降の 実入場者数	44人 整理券51以降の 実入場者数	49人 整理券51以降の 実入場者数	53人 整理券51以降の 実入場者数	44人 整理券51以降の 実入場者数	0人 整理券51以降の 実入場者数	31人 整理券51以降の 実入場者数	24人 整理券51以降の 実入場者数	36人 整理券51以降の 実入場者数	530人

計算方法は1~40までの整理券配布枚数+整理券41以降の実入場者数
 定員を超えていて、新たにお客様が来場された場合は、退出者が出るまでお待ちいただくことを了承してもらい整理券41以降を配布する

	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	合計
	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	
合計入場者数	93人	80人	81人	164人	154人	114人	0人	117人	79人	89人	141人	156人	121人	0人	104人	0人	3324人
市外でお断りした人数	2人	0人	2人	7人	6人	0人	0人	0人	5人	0人	7人	5人	1人	0人	0人	0人	35人
	0人	1人	2人	4人	0人	0人	1人	4人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	16人

	8/1		8/2		8/3		8/4		8/5		8/6		8/7		8/8		8/9		8/10		8/11		8/12		8/13		8/14		8/15		計		
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
①9:30~11:30	1~50までの 整理券配布枚数	47人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人			
	51以降の 整理券配布枚数	0人	6人	18人		15人	12人	9人	1人	12人	13人		22人	24人	25人	17人																	
	整理券51以降の 突入場者数	0人	5人	18人		10人	12人	9人	1人	8人	11人		22人	20人	24人	17人																	
	最終入場者数	47人	55人	68人	0人	60人	62人	59人	51人	58人	61人	0人	72人	70人	74人	67人																804人	
	1~50までの 整理券配布枚数	38人	50人	50人		50人	35人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人		
②13:00~15:00	51以降の 整理券配布枚数	0人	3人	9人		14人	0人	3人	5人	11人	6人	17人	3人	3人	0人																		
	整理券51以降の 突入場者数	0人	2人	9人		13人	0人	3人	5人	11人	3人	7人	3人	7人	3人	0人																	
	最終入場者数	38人	52人	59人	0人	63人	35人	53人	55人	61人	58人	0人	53人	57人	53人	43人																	690人
	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人		36人	24人	40人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人		
	51以降の 整理券配布枚数	6人	10人	3人		0人	0人	0人	3人	3人	3人	18人	24人	27人	14人																		
③16:00~18:00	整理券51以降の 突入場者数	6人	10人	3人		0人	0人	0人	3人	3人	18人	21人	14人																				
	最終入場者数	56人	60人	53人	0人	36人	24人	40人	53人	53人	70人	68人	71人	64人	64人																		712人
	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人		36人	24人	40人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人		
	51以降の 整理券配布枚数	6人	10人	3人		0人	0人	0人	3人	3人	3人	18人	21人	14人																			
	最終入場者数	56人	60人	53人	0人	36人	24人	40人	53人	53人	70人	68人	71人	64人	64人																		
計	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31																	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月			
①9:30~11:30	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人		
	51以降の 整理券配布枚数	12人	24人		22人	20人	11人	14人	12人	22人	22人	0人	0人	4人	12人	12人	24人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	整理券51以降の 突入場者数	10人	23人		22人	17人	11人	14人	12人	22人	22人	0人	0人	4人	12人	12人	24人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	最終入場者数	60人	73人	0人	72人	67人	61人	64人	62人	72人	70人	49人	46人	54人	62人	62人	71人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	49人	875人
	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人	48人	45人	50人	50人	50人	38人	38人	44人	13人	43人	50人	50人	38人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	
②13:00~15:00	51以降の 整理券配布枚数	12人	3人		0人	0人	4人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	整理券51以降の 突入場者数	10人	3人		0人	0人	9人	4人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	最終入場者数	60人	53人	0人	48人	45人	59人	54人	61人	38人	38人	44人	13人	43人	50人	50人	38人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	44人	674人
	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	
	51以降の 整理券配布枚数	13人	9人		1人	0人	6人	22人	15人	1人	1人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
③16:00~18:00	整理券51以降の 突入場者数	13人	9人		1人	0人	6人	17人	16人	1人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	最終入場者数	63人	59人	0人	51人	37人	67人	66人	66人	51人	55人	20人	45人	67人	67人	55人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	756人	
	1~50までの 整理券配布枚数	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	
	51以降の 整理券配布枚数	13人	9人		1人	0人	6人	22人	15人	1人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	整理券51以降の 突入場者数	13人	9人		1人	0人	6人	17人	16人	1人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

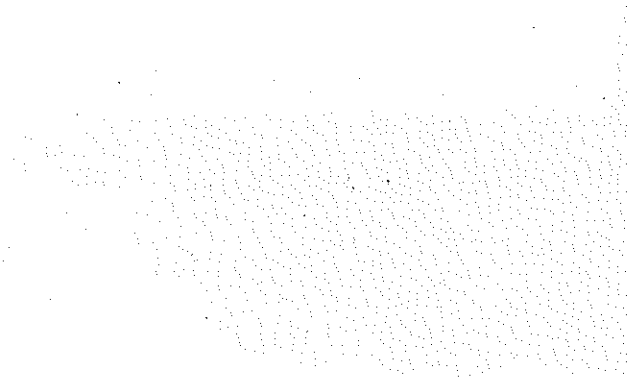
4501人

計算方法は1~40までの整理券配布枚数+整理券41以降の突入場者数
 定員を超えていて、新たにお客様が来場された場合は、退出音が出るまでお待ちいただくことを承してもらい整理券41以降を配布する

合計入場者数	上段: 8/1~8/15		下段: 8/16~8/31		上段: 8/1~8/15		下段: 8/16~8/31		合計								
	141人	167人	180人	0人	159人	121人	152人	159人	172人	189人	0人	193人	198人	191人	174人	0人	合計
	183人	185人	0人	171人	149人	176人	185人	189人	161人	0人	148人	79人	142人	188人	193人	156人	4501人
市外でお断りした人数	2人	0人	1人		4人	8人	2人	0人	3人	0人		0人	4人	5人	8人		37人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	5人

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	計
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
1~50までの整理券配布枚数	47人	37人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	50人	42人	50人	50人	50人	50人	50人	
51以上の整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	9人	9人	8人	0人	12人	0人	6人	10人	5人	15人	0人	
整理券51以上の実入場者数	0人	0人	0人	0人	9人	9人	6人	0人	12人	0人	6人	10人	5人	15人	0人	
最終入場者数	0人	47人	37人	50人	59人	59人	56人	0人	62人	42人	56人	60人	55人	65人	0人	650人
1~50までの整理券配布枚数	34人	20人	0人	0人	10人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
51以上の整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	3人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
整理券51以上の実入場者数	0人	0人	0人	0人	3人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
最終入場者数	0人	34人	20人	33人	53人	52人	44人	0人	37人	21人	35人	43人	50人	50人	0人	472人
1~50までの整理券配布枚数	28人	23人	0人	0人	6人	18人	0人	0人	5人	0人	0人	15人	7人	0人	0人	
51以上の整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	6人	10人	0人	0人	5人	0人	0人	13人	7人	0人	0人	
整理券51以上の実入場者数	0人	0人	0人	0人	6人	10人	0人	0人	5人	0人	0人	13人	7人	0人	0人	
最終入場者数	0人	28人	23人	31人	56人	60人	50人	0人	56人	34人	23人	63人	57人	39人	0人	519人
1~50までの整理券配布枚数	20人	20人	28人	13人	9人	14人	10人	0人	23人	15人	31人	20人	19人	24人	0人	
51以上の整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
整理券51以上の実入場者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
最終入場者数	0人	20人	26人	13人	9人	14人	10人	0人	23人	15人	31人	20人	19人	24人	0人	224人
1日の合計者数	0人	129人	106人	127人	177人	185人	162人	0人	177人	112人	145人	186人	181人	178人	0人	1865人
市外でお預りした人数		3人	0人	0人	0人	2人	1人		0人	0人	0人	2人	0人	0人		
9/16	水															
1~50までの整理券配布枚数	50人															
51以上の整理券配布枚数	16人															
整理券51以上の実入場者数	16人															
最終入場者数	66人															520人
1~50までの整理券配布枚数	34人															
51以上の整理券配布枚数	0人															
整理券51以上の実入場者数	0人															
最終入場者数	34人															401人
1~50までの整理券配布枚数	48人															
51以上の整理券配布枚数	0人															
整理券51以上の実入場者数	0人															
最終入場者数	48人															364人
1~50までの整理券配布枚数	22人															
51以上の整理券配布枚数	0人															
整理券51以上の実入場者数	0人															
最終入場者数	22人															173人
1日の合計者数	170人															1458人
市外でお預りした人数	0人					4人	7人		0人	0人	0人	3人	1人		1人	

計算方法は1~50までの整理券配布枚数+整理券51以降の実入場者数
 定員を超えていて、新たにお客様が来場された場合は、演出者が出るまでお待ちいただくことを了承してもらい整理券51以降を配布する



	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	計	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
①9:30~11:30	1~50までの 整理券配布枚数	33人	43人	50人	41人	50人	47人	20人	27人	33人	36人	50人		48人	30人		
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	4人	0人	7人	0人	0人	0人	0人	0人	7人		0人	0人		
	整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	4人	0人	7人	0人	0人	0人	0人	0人	7人		0人	0人		
	最終入場者数	33人	43人	54人	41人	57人	47人	20人	27人	33人	36人	57人		48人	30人	526人	
	1~50までの 整理券配布枚数	18人	25人	24人	50人	34人	24人	24人	12人	22人	18人	49人		28人	8人		
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人		
	整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人		
	最終入場者数	18人	25人	24人	51人	34人	24人	24人	12人	22人	18人	49人		28人	8人	345人	
	1~50までの 整理券配布枚数	22人	29人	37人	26人	24人	27人	27人	20人	18人	24人	34人		30人	24人		
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人		
整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人			
最終入場者数	16人	11人	15人	25人	20人	0人	18人	8人	16人	14人	22人		16人	8人	204人		
1日の合計枚数	89人	108人	130人	143人	135人	0人	116人	60人	83人	89人	141人		122人	70人	1423人		
市外でお預りした件数																	
	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	計
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
①9:30~11:30	1~50までの 整理券配布枚数	44人	34人	27人	50人	47人	35人	31人	48人	27人	50人		50人	41人	46人	37人	
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	17人	0人	0人	0人	0人	0人	16人		0人	0人	0人	0人	
	整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	16人	0人	0人	0人	0人	0人	16人		0人	0人	0人	0人	
	最終入場者数	44人	34人	27人	66人	47人	35人	31人	48人	27人	66人		50人	41人	46人	37人	599人
	1~50までの 整理券配布枚数	29人	19人	27人	23人	29人	22人	30人	26人	42人	40人		44人	30人	46人	14人	
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	
	整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	
	最終入場者数	29人	19人	27人	23人	29人	22人	30人	26人	42人	40人		44人	30人	46人	14人	421人
	1~50までの 整理券配布枚数	19人	40人	27人	17人	27人	27人	18人	31人	41人	37人		41人	29人	20人	20人	
	51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	
整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人		
最終入場者数	19人	40人	27人	17人	27人	27人	18人	31人	41人	37人		41人	29人	20人	20人	395人	
1~50までの 整理券配布枚数	10人	13人	21人	13人	22人	22人	13人	10人	12人	12人		24人	14人	23人	7人		
51以上の 整理券配布枚数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人		
整理券51以上の 未入場者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人		
最終入場者数	10人	13人	21人	13人	22人	22人	13人	10人	12人	12人		24人	14人	23人	7人	206人	
1日の合計枚数	102人	106人	102人	118人	125人	88人	102人	102人	127人	118人	146人		159人	114人	135人	78人	1921人
市外でお預りした件数																	
10/21からは受け入れ不要																	

計算方法は1~50までの整理券配布枚数+整理券51以上の未入場者数
 10/21~定員60人
 定員を超過している、新たにお客様が来場された場合は、退出者が出るまでお待たせいただくことを了承してもらい整理券51以降を配布する

	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	計
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
①9:30~11:30	40人	60人	38人		49人	37人	52人	28人	60人		56人	29人	43人	41人	43人	
	0人	12人	0人		0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	0人	12人	0人		0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	40人	72人	38人	0人	49人	37人	52人	28人	60人	0人	56人	29人	43人	41人	43人	568人
	39人	46人	35人		35人	36人	23人	60人	41人		26人	36人	28人	21人	44人	
	0人	0人	0人		0人	0人	0人	4人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	0人	0人	0人		0人	0人	0人	4人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	39人	46人	35人	0人	35人	36人	23人	64人	41人	0人	26人	36人	28人	21人	44人	474人
	17人	37人	17人		14人	17人	22人	45人	27人		36人	11人	28人	34人	31人	
	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	
	15人	20人	16人	0人	13人	14人	17人	9人	16人	0人	18人	15人	17人	19人	22人	21人
	111人	175人	106人	0人	111人	104人	114人	147人	144人	0人	136人	91人	116人	115人	140人	1610人
1日の合計者数	11人	8人	12人	13人	5人	19人	10人	12人	6人	13人						

	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
①9:30~11:30	58人															
	0人															
	0人															
	58人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	58人
	47人															
	0人															
	0人															
	47人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	47人
	27人															
	20人															
	0人															
	0人															
	20人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	20人
	152人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	152人
1日の合計者数	10人															

計算方法は1~50までの整理券配布枚数+整理券51以降の受入者数
 定員を越えていて、新たにお客様が来場された場合は、退出者が出るまでお待ちいただくことを了承してもらい整理券51以降を配布する

審査請求に係る物件の提出（要求外）

- 参考 近隣市の制限状況等を調査したものです。

他市のプール施設状況

11/12現在	市外の受け入れ状況		定員	時間	採暖室・ドライヤー	その他
横浜	受入可	7/1オープンから制限なし 他市からの問い合わせ利用は多い	10/1より 150人以下	時間制限はないが遊泳時間2時間 以内にしている	使用不可（ドライヤー、採暖室）	ジャグジー制限利用可
横浜 西区	受入可	7/1オープンから制限なし 他市からの問い合わせ利用は多い	36人	通常営業だが利用時間は60分のみ	使用可（ドライヤー 11月から更衣室以外に使用できる場所を設置、持ち込みのドライヤーのみ）	ビート板貸し出し無し 今年度水泳教室は中止
横浜 港南プール	受入可	7/1オープンから制限なし 他市からの問い合わせ利用は多い	10/17から定員40から50人へ先着順	2時間4区分	使用不可（ドライヤー、採暖室）	ビート板貸し出し無し
横浜 旭区	受入可	7/1オープンから制限なし 他市からの問い合わせ利用は多い	9/30から80人（元は30人）	時間制限なし	使用可（施設で男女各一台設置）パーテーションを しっかりとたてている	ビート板貸し出しあり、使用後消毒 コース制限あり、歩行者、遊泳のみフリーコースはない
川崎ブラザ	受入可	7/23オープンから制限なし（利用予約は抽選方式） 他市からの問い合わせ利用は多い	40人	利用時間60分	使用不可	ジャグジー使用不可
川崎 ヨネッティ	受入可	6/1オープンから制限なし（10：00からは事前予約、15：10からは先着順） 他市からの問い合わせ利用は多い	42人	2時間4区分	使用不可	ジャグジー使用不可
相模原	受入可	7/1からオープン制限なし（6/19から団体利用のみ可） 他市からの問合せは多い	200人	通常営業	使用可（個人持ちであればOK） 採暖室は椅子の数を減らして利用（通常時の半分）	ビート板貸し出しあり、使用後消毒 水泳教室は再開しているが人数を減らしている ジャグジー利用可（人数制限3人まで）
厚木 ※HP添付	8/31まで市外 利用制限	7/1からオープン 9/1から愛川町など一部町民利用可 10/1から市外受け入れ開始したものの、11月に再変更（市内のみ）を市と協議中	50人	2時間4区分	採暖室× ドライヤーは使用可（アルコール設置）	荻野→工事中 市営→年度内閉場
秦野	受入可	6/19のオープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった 制限を増やす予定ない	男女50人ずつ（100人）	通常営業	ドライヤーは使用可（アルコール設置） ジャグジーは通常利用している	ビート板貸し出しあり、使用後消毒
海老名 ※HP添付	10/21まで市 外利用制限	7/1からオープン 10/22から市外受入可 他市からの問い合わせはあまりなかった 制限をする予定はない	制限なし 11/1より全体的に制限解除（採暖室のみ制限あり）	通常営業	使用可（施設で男女各一台設置） 採暖室は人数制限している	ビート板貸し出しあり、使用後消毒
茅ヶ崎	受入可	7/1のオープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった 制限を増やす予定はない	制限なし	通常営業	使用不可（ドライヤー）	ビート板貸し出しあり、使用後消毒 現在ジャグジーは使用不可だが寒くなってきたので検討している
横須賀	受入可	7/15オープンから制限なし 遊泳再開時、人数制限に対してのトラブルは多少あった 制限を増やす予定はない	40人から55人へ	2時間4区分	使用不可（ドライヤー）現在検討中	ビート板貸し出しあり、使用後消毒 持ち込みの人にも消毒をされている
横須賀 サブアリーナ	受入可	7/15オープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった	80人	2時間4区分	使用不可（ドライヤー）現在検討中	ビート板貸し出しあり、使用後消毒 ロッカーは6名制限。使用時にお客さんがマグネットを張っている
逗子	受入可	7/8オープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった	30人	11月から平日は通常営業 土日祝のみ区分制	使用不可（個人持ち込み使用可）	更衣室は密にならないように指導している
鎌倉	受入可	7/1オープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった 制限を増やす予定はない 今後は県庁のコロナモニタリングを参考に色が赤 になっていくなれば施設として再考する	制限なし	通常営業 夏のみ区分制を取り入れていた	使用不可（個人持ち込み使用可）	ビート板はあるが貸し出しはしていない
大和 ※HP添付	現在も市外利 用制限継続中 市内在住・在 勤・在学のみ	7/1からオープン 現在、市と調整中であり他市の状況を鑑みて検討していく とのこと 他市からの問い合わせは多かった 回数券についてのトラブルが多い	950人→100人 例年2月、3月の土日は200人から300人の利用がある ため、年明けから人数を200人か300人に増やす予定。	2時間4区分	使用不可（ドライヤー） 現在ジャグジーは使用不可	現在、流水、幼児プールは使用可能 ビート板貸し出しあり、使用後消毒 水泳教室は定員の6割で再開していたが12月からは通常定員（25人）で実施する
南足柄	受入可	7/1からオープンから制限なし 他市からの問い合わせはあまりなかった	40人	2時間入替制	使用不可	
平塚	受入可	6/12オープンから制限なし 他市からの問い合わせ利用は多い 緊急事態宣言が終わった後、市が中長期的に緩和策を講じており、11/14の 制限緩和を行った 今の状況が続いてもしばらくはこのままを維持したい	120人	11/14より通常営業に 制限なし	使用不可 採暖室11/14から制限付きで利用可（4人）	ビート板貸し出しあり、使用後消毒
三浦	営業しているプールなし					
小田原	屋外のみ通常営業。ロッカーのみ間引き、ドライヤーなし					
伊勢原	市営プールは年度内すべて閉場予定					
綾瀬	綾瀬・座間・海老名との共同プール					
座間	19年10月より営業休止中（つり天井工事）					
海老名						

神奈川県全域・東京多摩地域の地域情報紙

会社案内 | IR情報 | 広告掲載 | 採用情報



検索
メニュー

GoToトラベル 高速道路 キャンペーン 周辺バス停あり 2021年2月1日まで

ホーム 横浜川崎相模原・東京多摩県央横須賀・三浦 湘南・東西

メール版の登録 検索

メニュー
会社案内

ニュースリリース 会社概要 事業案内 沿革 経営理念 組織図 拠点一覧 個人情報保護方針 サイトご利用案内 お問い合わせ

IR情報

IRニュース 株主の皆様へ ビジネスコンセプト 財務ハイライト 決算短信 有価証券報告書 株価・株式状況 IRカレンダー FAQ IRポリシー

広告掲載

広告掲載について 発行地区版一覧 読者層 媒体資料

採用情報

未来の仲間たちへ 仕事の紹介 働く環境 社員の声 新卒採用 通年採用募集要項

厚木・愛川・清川版 エリアトップへ

掲載号：2020年7月10日号



厚木市営プール

「対策が困難」開場中止に

スポーツ

掲載号：2020年7月10日号

今年は8月1日から31日まで開場予定だった厚木市営プール（厚木）の開場中止がこのほど発表された。

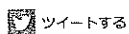
厚木市内の今夏のプール開場状況 <small>7月7日現在</small>	
【開場】	【中止】
・荻野運動公園 屋内プール ・ふれあいプラザ	・市営水泳プール ・荻野運動公園 屋外プール ・小中学校プール
<small>※開場するプールについて、8月31日までは、厚木市在住・在勤・在学者に限定し、人数制限などを設け開場</small>	

新型コロナウイルス感染症

の影響を踏まえ、今年は期間を短縮して開場する予定だった市営水泳プール。しかし、県内の海水浴場や近隣自治体のプールの開場が相次いで中止となっていることから、人の密集や熱中症を確実に予防する対策が困難と判断し、開場中止が決定した。中止するのは、市営水泳プールのほかにも、荻野運動公園（中荻野）の屋外プール、小中学校プール。なお、荻野運動公園とふれあいプラザ（金田）にある屋内プールは、厚木市在住、在勤、在学者に限定し、人数制限などの感染症対策を行い開場している。

また、愛川町の田代運動公園プール、第1号公園プール、三増プールの3施設も、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今年度は中止が決まっている。

※厚木市の発表で、荻野運動公園の屋内プールについて屋根下地材の落下の危険性が発覚したため、7月11日から施設の閉場が決まりました。

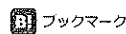


ツイートする

シェアする



LINEで送る



ブックマーク

この記事にコメントする [コメント投稿欄に関するガイドラインはこちら](#)

コメントを入力する（最大500文字）

Powered by ユーザーローカルAIコメント

コミュニティ活動の参考となる情報をまとめてご紹介
笑いあふれるコミュニティ

タウンニュース政治の村で情報発信中！
神奈川県議会議員 佐藤 知一

神奈川スバル限定 Go to Drive キャンペーン 同時開催中！
ご来店&ご試乗でプレゼント！
New FORESTER DEBUT FAIR
11/14sat-19sun・21sat-23mon
詳しくはこちら>

意見広告・議会報告 政治の村へ



議会報告314号

厚木市民を守る



コロナ対策特別委員 さとう 知一

11月13日号



総務政策委員長として議会を取り仕切る活動報告

一般質問が新聞に複数掲載！

神奈川県議会議員 総務政策常任委員会 委員長 山口貴裕

11月6日号

新政あつぎ

11月6日号

あっとほーむデスク

11月6日0:00更新 0

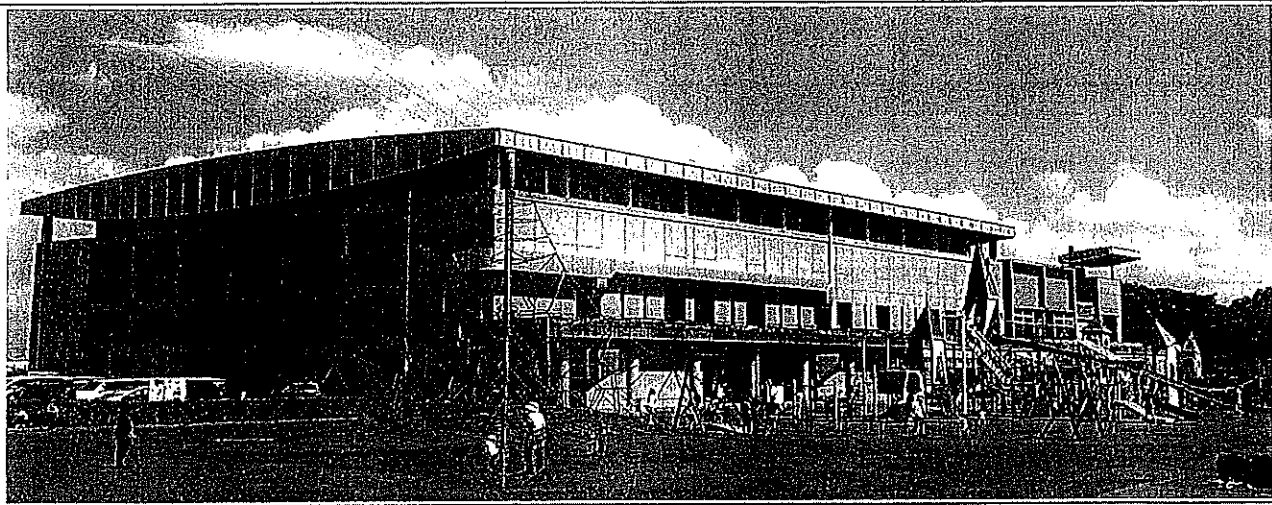
10月30日0:00更新 0

10月9日0:00更新 0



海老名運動公園は、総合体育館・屋内プール・陸上競技場・野球場・テニスコート等を整備、市民の皆様の「健康づくり」「体力づくり」「心身のリフレッシュ」をサポートいたします。

- HOME
- 総合体育館
- 陸上競技場
- 野球場
- 利用案内・料金
- ポニー
- 屋内プール
- テニスコート
- 各広場
- 施設予約



屋内プール施設利用の変更

令和2年10月27日更新

海老名運動公園・北部公園の屋内プールは11月1日より利用について変更がございます。
※市外の方のご利用を10月22日より利用を再開しております。

	変更前	変更後
対象	市内・在住・在勤・在学のみ	市内外問わず
人数	運動公園 定員80名 北部公園 定員40名	人数制限なし(11月1日より)
入替制	2時間入替制(土日祝日のみ)	入替制なし

- ◇ドライヤーの利用を再開しております。ただし、運動公園・北部公園ともに男女各1台ずつ利用可能とします。利用中につきましては、飛沫防止のため会話をおひかえいただきますようご協力をお願いいたします。
- ◇水風呂の利用を再開しております。
- ◇サウナ・採暖室は、当面の間使用中止となります。
- ◇施設利用者名簿(兼同意書)のご提出。※施設利用者名簿(兼同意書) (Excel文章:14KB)
利用者は自宅検温を行い、37.5度以上および家族に体調不良者がいる場合には利用不可とする。
※事前に記入してお持ちいただく受付をスムーズにお進めいただけます。
- ◇利用者全員へのマスク着用。(競技する場合は除く)
- ◇手洗い・うがいおよび消毒の徹底。
- ◇館内でのソーシャルディスタンスへのご協力をお願い。
- ◇その他公園管理者が指示する感染予防への協力。

お知らせ・休館日・予定表

- 2020年度年間休館日はこちら(PDF文章:169KB)
下記の日程は運動公園内各施設は休館となります。
・11月9日月曜日・10日火曜日
- 2020年度11月の施設予定表(予定)は
こちら (PDF文章:865KB)をご確認ください。
- ※感染症等影響により、日程の変更等が多いことから
2020年11月分より、
「2ヶ月カレンダー」→「1ヶ月カレンダー」に変更いたしました。
また名称を「休館日カレンダー」→「施設予定表」と変更いたしました。
- 2020年度11月のプールカレンダーは
こちら (PDF文章:75KB)をご確認ください。

海老名運動公園 屋内プール
プール受付スタッフ募集♪
未経験者歓迎☆充実の研修制度有

地元でスポーツを通じて
お客様の健康づくりをサポートできるお仕事です。

お気軽に屋内プール受付
コロナスポーツ担当スタッフまでお問合せください♪
詳しくは こちら (PDF文章:244KB)をご確認ください♪

総合体育館大体育室2階走路をご利用になれない日

下記の日程は大会及びイベント開催に伴い、
関係者以外立入禁止となる為
走路への入室は関係者以外禁止です。
※予定ですので、急遽変更になる場合があります。

11月7日	土曜日
11月8日	日曜日
11月14日	土曜日
11月22日	日曜日
11月23日	月曜日
11月28日	土曜日
11月29日	日曜日

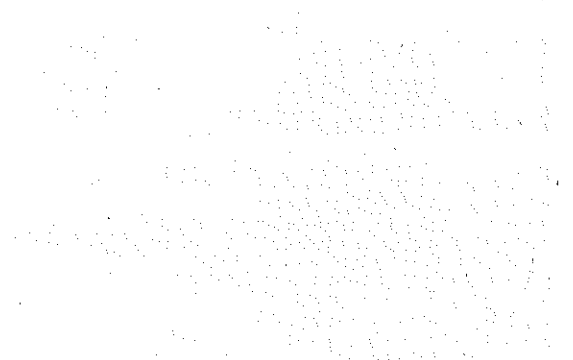
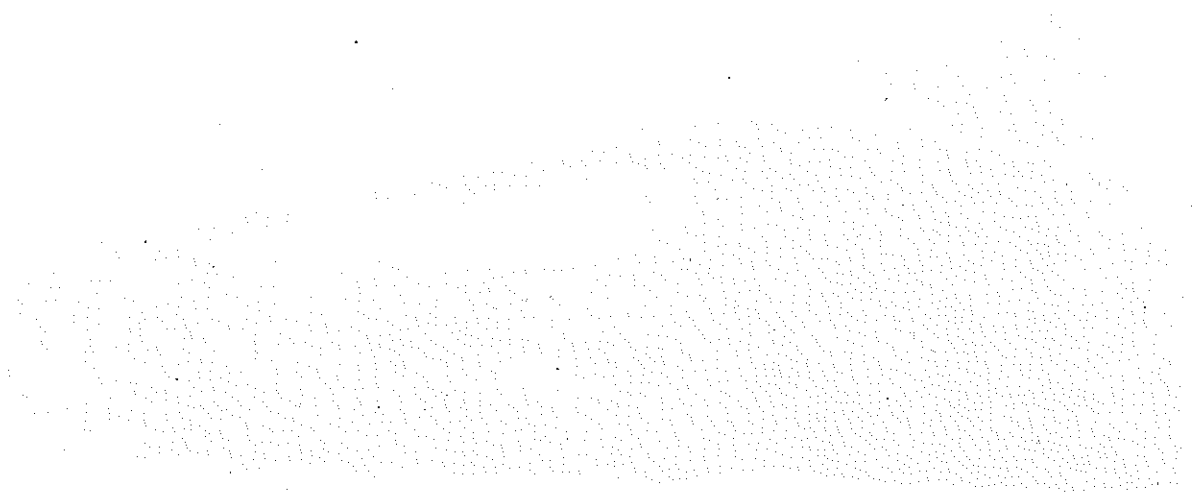
海老名運動公園陸上競技場におけるPCR集合検査場について

海老名市では、県から依頼を受けた
一般社団法人海老名市医師会と協力し、
PCR検査の検査数を増やすため、
「海老名市PCR検査検査場」を
ドライブスルー方式で開設しております。
医師の診断結果に基づき、
医療機関が検査予約をします。

個人・団体利用者カード新規登録・変更時について

現在、体育館受付窓口は新型コロナウイルス感染症対策を
行いながら受付対応をしております。
混雑状況によっては通常よりも利用者登録・変更
お時間がかかってしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご不便をおかけいたしますが、
ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



有料エクササイズプログラム一覧表

当面の間は、通常と異なった運営となります。

- ①プログラムは原則マスク着用の上、45分クラス運用となります。
- ②密を避けるため、クラス定員を設定し予約制とします。必ず事前にご予約ください。

・2020年11月度有料エクササイズプログラム [こちら](#) (PDF文章:199KB)

「NEW TOPIC」

11月より、若い筋肉細胞が欲動いたします。
藤木インストラクターによる「ボディバンプ」が本格始動いたします！！
詳しくは [こちら](#) をご確認ください☆

～各プログラムについて～

各プログラムには身体に与える効果が違います。
自分に合ったエクササイズ、または向上させていきたい効果のプログラム名をクリックし「詳細」をご確認していただき、ご参加お待ちしております。

弱 ↓ 強	1	効果はほとんどありません。
	2	多少効果はあります。
	3	効果はあります。
	4	非常に効果的です。
	5	物凄い効果的です。

※詳細はプログラム名をクリック

プログラム	期待できる効果	講師	定員 予約制	参加料金
ボディバンプ	スポーツ競技パフォーマンス向上 ロコモ(筋力低下)改善効果	鈴木忍(木・土曜日) 藤木 (日曜日)	15名	一般:500円 元氣65:250円
エクストリーム55	スタミナ(心肺機能)筋力アップ	美濃	20名	一般:500円 元氣65:250円
ボディコンバット	おなか引き締め効果 ストレス発散度合い	美濃	20名	一般:500円 元氣65:250円
ZUMBA	ダンス本格的度 ノリノリ！楽しさ！	斉藤	20名	一般:500円 元氣65:250円
初めてヨガ	柔軟性の向上 コリ解消	下村	20名	一般:450円 元氣65:250円
骨盤エクササイズ	姿勢改善	小室	15名	一般:450円 元氣65:250円

誠に恐れ入りますが、コナミスポーツのトレーニング室・教室等の詳しいお問い合わせは、コナミスポーツ係員にお電話を繋いで頂きますように総合体育館受付係にお伝えください。

(屋内プールで行われている教室については直接、屋内プール(046-235-7203)にお問い合わせ下さい。受付時間 9:00～20:00)

SC相模原サッカースクール参加者募集中！ **海老名アスレティクスアカデミー**

SC相模原よりJ3で活躍するプロ選手をコーチに迎え、中野公園人工芝グラウンドで開催中！参加者を随時募集しています。また、無料体験も受け付けています。無料体験や入会申し込み、開催日程などの詳細については「SC相模原 育成部ブログ」をご確認ください。

外部リンク: SC相模原 育成部ブログ <http://www.scs-npo.com/is/>

★SC相模原スクール受付中★
サッカー・フットサル・ダンス・ミニバスなど...
お友達と一緒にスポーツを楽しんでみてはいかがですか？
詳細は [こちら](#) をご確認ください★



「NPO法人日本ランニング振興機構」(総合監修 高野進先生:400m日本記録保持者)による小学1年～6年生を対象とした「走り方」教室です。

現在屋内施設での再開となりします。

※講師に参加者および観覧者の施設利用者名簿(敬同意理)個人を記入したものを出席確認の際にご提出をお願いいたします。自宅での検温を忘れずをお願いいたします。

詳細は[こちら](#)(PDF文書:366KB)

2020年度の年間日程表は [こちら](#) (PDF文章:69KB)

参加者を随時募集しています。また、無料体験も受け付けています。※空き人数については若干名のみ、総合体育館までお問い合わせください。



SC相模原サッカースクール天候不良時のご確認について

SC相模原サッカースクールの天候不良時の開催確認につきましては、右のQRコード、または以下のURLの「SC相模原 育成部ブログ」をご確認ください。

外部リンク: SC相模原 育成部ブログ <http://www.scs-npo.com/is/>



案内図(交通案内)

●住所:神奈川県海老名市社家4032-1
(但し、総合体育館の住所は神奈川県海老名市新田3291-19)

●交通アクセス
徒歩の場合:小田急線・相模線厚木駅から徒歩15分、相模線社家駅から徒歩15分
自動車の場合:海老名IC(圏央道)で降り、「海老名インター入口」の信号を右折して1分

【重要】プール7/1(水)再開及び利用方法の変更 【引地台温水プール】

引地台温水プールは令和2年7月1日(水)から利用を制限しながらオープンしております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三つの密（密閉、密集、密接）を避け、「新しい生活様式」を取り入れた上での利用再開です。

そのため、皆様に必ず守っていただくルールの設定や、今までとは異なる利用方法を取り入れています。

安全で楽しいプールを維持するには、皆様のお力添えが何としても必要です。下記をご一読いただき、ぜひともご協力くださいますようお願い申し上げます。

※国のガイドラインに従い、施設利用時には**チェックリスト**の提出が必要です。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更する場合があります。

プール施設利用者 感染防止チェックリスト

プールをご利用いただく際は、当日に次の**チェックリスト**を必ずご提出ください。

[チェックリスト](#) ダウンロードはこちら (PDF A4判タテ 約390KB)

※チェックリストはプール館内でも配布しております。

※チェックリストは1回の利用に対し1人1枚(ご家族の場合は代表者のみ)をご提出ください。

ご利用いただくための遵守事項

○利用前2週間において、次の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

- ・体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状、味覚や嗅覚に異常を感じる場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、指示に従ってください。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに利用した時の状況や濃厚接触者の有無等についてお知らせください。
- ご家族で利用する際の代表者は、利用者全員の当日の体温、体調を把握しておいてください。

ご利用時の留意事項

○利用対象者は大和市在住・在学・在勤者のご本人様に限ります。

- ・大和市在学・在勤者の同居親族で上記対象者でない方はご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・利用助成券や障がい者手帳をお持ちの方、また障がい者団体等の方も、お一人ずつ各人が上記対象者である必要があります。ただし、障がい者介助の方のみ上記対象者でなくてもお入りいただけます。
- ・虚偽の申請が発覚した場合、以降の入場を制限する場合があります。

○ウォータースライダー、ジャグジー、採暖室はご利用できません。利用できるのは流水プール、25mプール及び幼児用プールのみです。

(※9月1日から幼児用プール使用可とします。)

- ロビー内ではマスクの着用をお願いいたします。
- プール室内では原則としてマスクは外してください。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- 十分な距離の確保をお願いします。
- ・障がい者当の誘導や介助を行う場合を除きます。
- 大きな声での会話や準備体操の発声はしないでください。
- 唾や痰を吐く行為は極力行わないようにお願いします。
- タオル等の持ち物は他の人と共用しないでください。
- ・くつ袋(ご自分の靴をロッカーへしまう時に使うビニール袋)は、できる限りご自宅からお持ちください。
- 飲料やゴミ等はお持ち帰りください。(施設内での食事は禁止とします。)

利用方法 ※当面のあいだ

○利用時間 2時間ごとの完全入替え制(超過利用はできません)

令和2年9月1日(水)～当面のあいだ ※10月以降も継続しています

区分	利用時間	清掃・消毒
1	10:00～12:00	12:00～13:00
2	13:00～15:00	15:00～15:30
3	15:30～17:30	17:30～18:00
4	18:00～20:00	閉場後清掃・消毒

令和2年7月20日(月)～令和2年8月31日(月)

区分	利用時間	清掃・消毒
1	9:30～11:30	11:30～12:30
2	12:30～14:30	14:30～15:30
3	15:30～17:30	17:30～18:00
4	18:00～20:00	閉場後清掃・消毒

○各区分で入場できるのは、**先着100人**までです。(予約はできません。)

○各区分の途中の時間から入場しても、その区分の終了時刻には退出していただきます。利用料金も変わりませんのでご注意ください。

○各区分で定員に達したら、正面入口付近で次の区分の整理券を配布しますのでお受け取りください。

○整理券は、必ずご本人様がお受け取りください。

○混雑回避のため次の区分まで館内へ入場できません。特に暑い季節では、熱中症等に十分にご注意ください。

○ご希望の区分の配布にはあいにくですが沿えません。

○指定区分の開始時間10分前から、屋外の指定場所にいらした方から順番にスタッフが入場をご案内します。

○小学生だけで泳げるのは、従来のルールどおり午後4時45分までです。

○その他のルールも従来どおりです。今一度ご確認ください。

混雑時(おもに土日祝日やお盆期間を想定)

○開場前から100人を超える入場待ちの列があるような場合は、次の区分の

整理券を配布します。

平常時

○各区分とも100人に達するまで入場できます。

○利用料金 おとな300円 3歳～中学生100円(超過利用はできません)

※10月1日～3月31日の料金です

○その他、ご不明な点は引地台温水プールまでお問い合わせください。

よくある質問と回答

・Q1 横浜市に住んでいるけれど大和市内で働いています。プールを利用することはできますか？

→A1 はい、できます。市内在勤なので、ご本人様は利用できます。ご本人様の電話番号（緊急連絡先）に加えて、お勤め先の会社名・電話番号をチェックリストにご記入ください。

・Q2 市外に住んでいる大和市内在勤者です。同居している子供と一緒にプールを利用したいのですが...？

→A2 残念ながら、お子様は利用できません。在勤者であるご本人様のみでしたら利用できます。

(注意！このケースでお子様が利用できるのは、お子様が大和市内の学校(私立など)に通っている場合のみです。)

・Q3 プールで泳ぎませんが、ロビーでのんびり過ごすことはできますか？

→A3 申し訳ありませんが、できません。感染予防対策のため、入場できるのはプールで遊泳するご本人様と、その付き添いの方のみです。

(注意！急に体調が悪くなった方、何かお困りの方などいらっしゃいましたら、ご遠慮なさらずに正面入口付近のスタッフまでお声がけください。)

・Q4 プールが混雑していたのでスタッフから整理券をもらいました。時間になるまでロビーで待つことはできますか？

→A4 申し訳ありませんが、感染予防対策による混雑回避のため、ロビーなど館内でお待ちいただくことができません。整理券をもらった方は、指定区分の開始時刻10分前になったら、屋外の指定場所にいらした方から順番にスタッフがご案内します。暑い季節なので、涼しい場所で水分補給しながらお待ちください。

・Q5 プールで先日忘れ物をしたので取りに行ったり、水泳教室の申込みに行ったりしたいのですが、どうすればいいですか？

→A5 正面入口でスタッフへその旨をお伝えいただき、検温及び感染防止チェックリスト提出後、入場できます。

・Q6 売店や食堂は営業していますか？

→A6 はい、売店は8月末日まで午前10時から午後6時まで営業しています。感染予防対策をして、皆様のお越しをお待ちしております。

(注意！食堂でのご飯・麺類の販売は午前11時～午後5時15分、フライドポテトなど軽食の販売は午前11時～午後5時30分です。)

・Q7 いつ頃になったら、元通りに利用できますか？

→A7 ごめんなさい、今はまだわかりません。現状を見ながら制限を解除できる日を私たちも待っております。

お問い合わせ

引地台温水プール TEL046-260-5757

《参考》

新しい生活様式 (厚労省リンク)

安全に運動・スポーツをするポイントは？ (スポーツ庁)

[一つ前のページへ戻る](#)

とろろろ

 **大和市** Yamato City

大和市文化芸術情報サイト

大和  文化
百花

お問い合わせ

個人情報保護について

関連リンク



公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団

Copyright© 2011 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団 All Rights Reserved.

2020年11月24日

審理員 芳賀 敬 様

藤沢市長 鈴木 恒夫



審査請求に係る物件の提出について

2020年(令和2年)11月16日に收受した「審査請求に係る物件の提出について」の通知で掲げられている事項を示す物件を提出いたします。

提出物件

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条及び第10条の規定による告示文(写し)

以 上



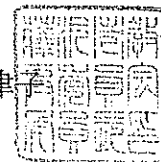
藤沢市教育委員会告示第1号

次のとおり指定管理者の指定をしたので、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）第9条及び第10条の規定
により告示する。

2016年（平成28年）12月12日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹 伊津



1 指定をした日

2016年（平成28年）12月5日

2 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市秩父宮記念体育館

藤沢市石名坂温水プール

3 指定を受けた団体の名称及び事務所の所在地

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

藤沢市朝日町10番地の8

4 指定の期間

2017年（平成29年）4月1日から2022年（平成34年）3月31日

まで

